平成22年度 第1回伊丹市行財政改革推進懇話会

日時:平成22年6月28日(月)

午後2時~5時

場所:総合教育センター 2階 講座室

欠席者

・委員7名中欠席者なし

傍聴人

- ・1名
- 1. 開会(午後2時)
- 2.委嘱状交付(省略)
- 3.市長挨拶(省略)
- 4.委員および事務局紹介(省略)
- 5.会長、副会長選出

会長、副会長を以下のとおり決定した。

会 長 関西学院大学 教授 田中敦仁

副会長 神戸大学大学院 准教授 松尾 貴巳

6.意見依頼書

(市長より田中会長へ意見依頼書を手交)

- 7.市長挨拶(省略)
- 8.議事

議題の1「伊丹市行財政の現状と課題」,議題の2「行財政プランの基本方針について」

事務局 それでは、お手元にございます資料のうち、資料1「伊丹市行財政の現状と課題について」の説明を申し上げたいと思います。失礼いたしますが、座りながら御説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 はい、よろしくお願いします。

事務局 まず、御説明の2ページのところ、概要でございますが、我が国の財政の現状、それから伊丹市の財政の状況、次に伊丹市の主な財政指標、最後に今後の行財政運営の取り組みについて御説明申し上げます。

それでは、3ページでございますが、我が国の財政の現状について簡単に御説明い たします。

まず、我が国の財政は、もう既に皆様御承知のように非常に厳しい状況になっておりまして、左側に1カ月分の家計に例えた場合ということでお示しをしておりますけれども、1カ月の世帯収入、月収が40万円とするならば、今のところ国の必要経費といたしましては70万円の支出予算が組まれておるという状況にございます。したがいまして、これによる不足額約30万円につきましては、毎年借り入れを行いながら運営しているというような状況でして、今現在そのローン残高としましては4,80万にも上っているというのが今の我が国の状況でございます。

次のページに、(2)の地方債の借入金の残高についてお示しをしております。地方債の借入金の残高につきましても、バブル景気までは一定低水準によって推移をしておりましたけれども、バブル崩壊以降は急激な増加の一途をたどっておりまして、この10年間とバブル崩壊後の10年間では約2.5倍までに膨張しておるという状況でございます。この中で一つ特色的なことは、バブル景気のように好景気の状況におきましては、一定の債務残高が増えたといたしましても、GDPに対する国民1人当たりの負担、これが、折れ線グラフでお示ししておりますが、同じように右肩上がりになるのかというと、若干下がる時もございました。これは一定経済成長によりましてGDPそのものが増えている状況の中で、一定地方債が若干増えたとしても、国民1人当たりの負担は逆に下がるという状況が生まれております。ところが、バブル崩壊以降につきましてはそういう状況にはならず、GDPの伸びそのものもなかなか伸びない中で、地方債の残高そのものが伸びていっている関係上、国民1人当たりの

負担が大きくなってきているという状況が生まれております。

それから、次の5ページでございますが、国と地方の対GDP財政赤字の国際比較ということでお示しをしております。国と地方の財政赤字、対GDPの割合でございますが、このグラフの中でマイナスの3%というところでラインが引いております。これは、意味があるラインでございまして、日本はこのマイナス3.0%のラインよりもずっと低水準、低位でもって推移をしておる状況でございます。一方、その他の国々につきましては、この3%のラインを何とか維持、クリアするべく数字が上回っているという状況になっておりますが、このマイナス3.0%といいますのは、ヨーロッパ諸国がEUのユーロの統合に際しまして、対GDPの赤字比率、これが3%をクリアできるようにということで、ユーロを統一する際の基準として定められたラインでございます。したがいまして、日本はこの3%のラインというのがクリアできる状況に今なってないと思われます。過去からも、今現在も至ってないという状況にございます。

それから次のページに、国及び地方の長期債務の対GDPの割合を示しております。いわゆる長期債務、借入金全体に対してGDPの割合がどうなっているかというのを見ていきますと、日本はこの60%のライン、これが先ほど申し上げましたEUがユーロを統合するに際しまして各国が守るべき財政の収斂基準として定められたラインですが、それを大きく上回っているというような状況でございます。したがいまして、今の状況におきましては、日本はEUに加盟できる財政水準には至っていないということが言えるところでございます。

それから、次の7ページでございますが、御案内のとおり、今や少子化の一途をた どっておるという状況でございまして、年少人口は年々減少し、一方老年人口は年々 増加しているような状況でございます。したがいまして、生産年齢人口につきまして も今後右肩下がりで推移していくというようなことが、我が国の状況になっておりま す。そういった人口構成の中で我が国の長期債務を返済していかなければならないと いうのが、我が国の今置かれている状況でございます。

次の8ページでございますが、これは日本の国民負担率と租税負担率の推移を示したものでございます。左側の下の方に9.1%というところが吹き出しで示しておりますけれども、これはいわゆる国民所得のうちの社会保障に係る負担を示したものでございます。約20年前、国民所得のうち、9.1%を社会保障費の負担として支出がなされておりました。今現在、2009年度のところを見ていきますと、これは15.9%ということで、社会保障に係る負担率はじわじわと現在、上がってきているという状況でございます。

一方、その1個上の、左側に22.2%という印がございますが、これが国民所得のうち租税を負担している割合でございまして、これが20年前は22.2%でございました。ところが、今現在の状況を見ますと23.0%ということで、国民所得に占める租税の負担割合というのは、実は20年前とほとんど変わっていないという状況が示されております。この20年前の社会保障負担率9.1%と、それから租税負担率22.2%、合わせたものが国民負担率ということで31.3%ということでございますが、それが今や38.9%という水準にまで至っているところでございます。実はその一番上の点々が財政赤字を含む国民負担率ということで、いわゆる借金を返済していくために国民が負担していかなければならない水準としては、さらにその上の水準に至っております。本来であれば、2009年度のラインをご覧いただきたいのですが、本来国民の負担率、財政赤字を返済するだけの負担率としては47.7%の負担をすべきところ、実は38.9%の負担水準ということですので、結果的にこの差は将来世代へ負担が回っていくというのが今の実情でございます。

それから、9ページでございますが、これはOECD諸国の国民負担率と我が国の 比較を説明したものでございます。少し字が小さいので見にくいかもわかりませんが、 日本は丸で囲んでいるところでございます。国民負担率38.9%のうち黒い部分が いわゆる租税負担率です。それから上の点々という模様が入っているのが社会保障負 担率でございます。ご覧のとおり、ほぼ半々の負担割合でもって、合わせて38.9%という国民負担になっておりますが、左端にデンマーク、アイスランドのように 北欧のいわゆる福祉大国と言われているところの国々では、70%を超える負担割合 を国民の皆さんが負担されています。

もう一つ特徴として上げられるのが、7割相当のほぼ大半が租税負担率でもって埋められております。したがって、国に納めた税でもってほぼすべての福祉的な事業というのが行われているというのが、これをもってわかる状況でございます。

以上、国の状況を申し上げました。

今から、伊丹市の財政状況について御説明申し上げます。

まず、伊丹市の財政状況で、円グラフでお示しをしておりますのが、平成22年度の当初予算の状況を示した左側の円グラフでございます。その右側に平成2年度の当初予算、20年前の状況と比較したものをお示しております。

まず歳入で、一番特徴としてご覧いただきたいのは、規模全体が膨らんできておるところです。また、市税が歳入に占める最も多い割合を示しておるという状況も以前とは変化ございません。確かに市税そのものの割合自体は減っておるという状況にはございますが、市税はやはり依然として一番大きい歳入科目であり、歳入の根幹をなしておるという状況でございます。

特徴として上げられますのが、次いで2番目に多いところ、平成22年度におきましては国庫支出金が多い支出科目として上げられております。これが20年前におきましては諸収入ということで、76億、15.9%というのが収入科目でございました。これは何が起こっているかといいますと、右側の上の方にちょっと書いておりますが、諸収入、これは競艇会計、いわゆるモーターボートによる収益事業収入というのが伊丹市にはございます。それが長引く景気の低迷により、売り上げそのものが落ちてきておるということから、20年前に比べますと21億円の競艇事業会計からの収入が減ってきているというのが非常に大きく影響しております。

もう1点目として特徴がございますのが、平成22年度地方交付税というのが円グラフの左側の中ほどにございます、34億円、5.7%と示しております。これは20年前には実は項目として上がっていなかったということです。当時は全く受けてないというわけではなく、その他のところの15億の中の3.3%となっております。その中に含まれているほど、わずかであったわけですけれども、今や税収等の減収等により、地方交付税に財源的には依存がなされているという状況が生まれております。これが20年前と比べますと28億円が増えているという状況でございます。

それから、次の11ページが目的別の予算でございます。目的別の歳出の予算でございますが、22年度当初予算で最も多いのが民生費でございます。いわゆる福祉の関連経費ととらえていただきたいのですが、20年前最も多かったのは土木費でございました。106億、22.2%でございます。当時は、荒牧バラ公園の整備、宮ノ前の音楽ホールの整備等、このような事業が進められていた時代でございます。今やそういうことでなく、福祉的な関連経費が最も多いという状況でございまして、土木費は歳出科目の上から5番目、56億円、9.5%まで減っておるというのが今の状況でございます。したがって、右肩に上げておりますように、支出の4割を民生費で占め、土木費は半減しております。前政権の鳩山政権におきましてコンクリートから人へとうたわれておりましたが、既に伊丹市においては、そういった状況が生まれているという状況でございます。

それから、次のページが性質別の予算の内訳でございます。こちらも今年度当初予算で最も多いというのは扶助費でございます。扶助費といいますのは、いわゆる社会保障関連経費ということでございまして、生活保護に係る経費ですとか児童手当、子ども手当等の経費がこの中に含まれております。この経費が約4分の1を占めているということで、これは20年前では、37億円、7.7%であったものが、151億円、25.8%、約6倍にまで増加しております。一方、普通建設事業費、これはいわゆる道路、公園等の整備等、建物、ハード系の整備に係る経費でございます。

2 0 年前には、1 2 7 億円あったものが、今や普通建設事業費は2 9 億円、左側の上の方に上げておりますが、4 . 9 %、2 9 億円まで減ってきております。したがいまして、予算の性質的な内訳としては、投資的な経費から福祉的な、いわゆる経常的な経費へその割合が変わってきているという状況でございます。

次のページは、もし伊丹市の年収を500万円に置きかえたらということで、参考 にご覧いただきたいと存じます。

次のページに入らせていただきますが、歳入の状況でございます。歳入は、簡単に申し上げますと約20年前と比べましてもほぼ水準としては変わらない状況でございます。税源移譲が平成18年にございまして、若干上がったという時期がございましたが、先ほど市長からも説明がありましたが、リーマンショックの影響を受けまして昨年度は法人市民税、今年度は個人市民税と2年連続して減収という状況が起こっております。それが次の15ページのところでお示しをしておりますが、法人市民税の決算額の推移を見ていきますと、平成20年度から21年度と比べますと過去最大の減少率、36.5%というような減少が起こっております。それから、個人市民税につきましては、過去2番目の減少率ということで、最も減少幅が多かったのは震災直後の皆さんの中で、家屋の被害を受けられて雑損控除を受けられていた時があったかと思われますが、そのときの減少幅以来の減少率が今回起こっているということでございます。

それから、次の16ページの方につきましては、地方交付税の推移を示しております。このように税収そのものが伸び悩んでおる中、一方、支出は一定の伸びを示しているという状況の中においては、本来でしたら地方交付税がその財源不足を補うというような役割を果たすべきところでございますが、ご覧いただきましても状況がお分かりいただけますように、平成15年度までは、確かに伸びていた状況がございましたが、以降、漸減してきているというのが今の状況でございます。小泉内閣で実施された三位一体の改革等におきまして、交付税そのものを減少させるといったような取

り組みが行われたというのも、一つの要因であったのではないかと考えております。

一方、このグラフの中で一番上のグレーの印で示しているのが、平成13年以降初めて出てきておりますが、臨時財政対策債と呼ばれているものが、最近では割合的には増えてきているところでございまして、これは国の特例債というように呼んでいますが、いわゆる地方交付税をキャッシュとして国が地方へ交付するのですが、そのキャッシュが足らないということで、各地方団体において借金をして賄ってください。ただし、その借金については後ほど、後年度返済する段になって国から地方交付税でもってお返ししますから、それまでは地方において借金をしておいてくださいといわれるような性質のものでございまして、最近はそのような臨時財政対策債の割合が増えてきている状況にございます。

それから17ページは、歳出の中でも人件費の推移をお示ししております。人件費につきましても、平成6年度1,550人をピークに、平成20年度には1,156 人ということで、人員そのものが約25%、人件費につきましても140億円から1 15億円ということで、約2割の削減を図っているというような状況でございます。

それから、次のページが扶助費の推移でございます。扶助費と申しますのは、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる社会保障に関連する経費でございまして、これにつきましては折れ線グラフで示しているのが扶助費の推移の状況でございます。その下の棒グラフで示しておりますのが、折れ線グラフで扶助費の支出総額を示しているのに対し、棒グラフにつきましてはそのうち国や県からの財源として補てんされているものをお示ししております。したがいまして、折れ線グラフと棒グラフのすき間、この間が市の税金等をもって負担していくというものでございます。これが平成2年、20年前、約14.6億円だったものが、今や45.3億円ということで、20年前の3倍以上、市税でもって負担する割合が増えてきているというのが状況としてあらわれております。このあたりの財政状況が厳しくなってきているというところの一つの要因になってきていると考えているところでございます。

それから、次が普通建設事業費の推移でございます。先ほど土木費が大幅に減少し、 普通建設費も減少しておりますということでご説明しておりますが、平成10年度の 220億円をピークに、20年度におきましては41億円ということで、今や5分の 1以下に減少しておるという状況でございます。

ただ、私ども伊丹市におきましては、そういった中におきましても学校の耐震補強 を初めとしまして、住民の皆さんの安全・安心にかかわるもの、これを優先的に、か つ重点的に予算を配分して整備を進めているというのが今の状況でございます。

それから、次のページが公債費の推移でございます。公債費といいますのは、過去において伊丹市が借金したものの返済する額、借金返済の額ということでございます。これもやはり震災以降発行した地方債が非常に多額に上りましたので、今現在はまだまだ高水準な状況にございます。ただ、幸いなことに地方債の発行をたくさん行いましたが、低金利の中ということもございましたので、発行した割には市の財政に、大きな影響を与えておりますけれども、致命的な影響を与えるということでなく、その点が非常に不幸中の幸いといいますか、助けられているというような状況がございます。

それからその下、次が4番目、地方債の状況ということで、伊丹市の抱える借金の状況をお示ししております。一般会計の状況でございますが、色の黒い部分が普通債と呼ばれているものでして、建物をつくったり道路を整備したり公園をつくったり、そういったときに発行した借入金でございます。その上の色の薄いところが特例債ということで、先ほど申し上げましたとおり、臨時財政対策債のように後ほど国が借金返済の際に交付税で地方に財源的には面倒を見ますよと言われているものでございます。普通債といいますのは、いわゆる市民の皆さんの税金でもってお返ししていかなければならないものでございまして、我々伊丹市においては、できるだけその普通債の発行を抑制していこうというのを震災以降取り組んでおりました。その影響で普通債の残高は徐々に減ってきているという状況でございます。ただ、特例債そのものの

残高が年々増えてきておるということもございますので、地方債の残高そのものは依 然高水準な推移の状況になっております。

このグラフの中で点々で示しておりますのが、いわゆる震災前のライン、多分これ ぐらいの平均なのかなというところを見ていきますと、大体240億円ぐらいが伊丹 市にとっては妥当な水準と推測されるわけですけれども、その状況から見ましてもま だ大きく超えているというような状況でございますので、今後伊丹市もこの水準に至 るように、できるだけ普通債の残高の減少に努めていかなければならない状況にござ います。

次に、企業会計でございます。企業会計におきましては、ご覧いただきますように 企業会計での地方債の残高、企業債の残高でございます。最も多いのが、これは実は 下水道事業、交通事業というのは一番下のところへ本当に薄く出ているだけでござい まして、下水道事業会計がこの企業会計の中で最も大きな割合を示しております。約 500億円ということで、一般会計の抱える普通債の残高が437億円ということで すので、それを超える状況にございます。

続いて、水道事業というのがその上に上がっているわけですが、水道事業におきましても今後、老朽管の更新事業等が控えておりますので、水道事業における借入金の 残高等が心配される状況がございます。

その次に、第三セクター等ということで、そのうちの土地開発公社の債務残高についてお示しをしております。土地開発公社につきましても、その保有地を減少し、借入金を減少し財政の健全化を図らなければならないということで、平成7年以降、順次取り組んできたところでございます。平成4年度の折れ線グラフが保有地の面積ですけれども、ピークで約9万6,000㎡ございましたけれども、今現在は1万6,000㎡まで減少いたしました。また、棒グラフで示しております借入金につきましては、平成7年度で約320億円ございましたけれども、平成20年度末におきましては約71億円ということで、これも借入金そのものが4分の1以下にまで減少する

よう取り組んできているところでございます。

ところが、右下の方に小さく出ておりますけれども、土地開発公社の累積欠損金ということで出てきておりまして、平成20年度末では27億円ほど累積欠損金が出てきております。このような累積欠損金の解消が一般会計に与える財政負担というのが今後も非常に懸念され、かつ土地開発公社の残っている保有地をいかに解消していくかというのが大きな課題として残っているところでございます。

それから、次は市債発行の推移ということで、これは借入金の発行額の推移を示しておるところでございます。先ほど申し上げましたとおり、平成7年度、災害復旧震災復興関連の経費で大きく発行額が伸びたところでございますが、それ以降順次発行額を減少させてきているというような状況でございまして、普通債の残高そのものは徐々に減ってきているというのは先ほど御説明したとおりでございます。

それから、25ページが公営企業会計や特別会計を支えている税ということで、伊 丹市には一般会計のほかに公営企業会計や特別会計がございます。これらに対して市 の税金がどれほど使われているかと申しますと、伊丹市から各企業・特別会計に出さ れている補助金あるいは繰出金の決算額は、20年度では74億6,500万円ござ いました。このうち総務省が定めます、いわゆる市の税金でもって賄うべきものとい うのは繰出基準内と言われております。それ以外、総務省が定める基準以外で、伊丹 市独自の理由でもって各特別会計、企業会計に支出しておるものが基準外の繰出しと 呼ばれているものです。この基準外繰出しを12億7,700万円支出しているとい うのが20年度の決算でございました。円グラフのちょうど扇形の切れ目が出ている ところでございます。この内訳というのが、周りに小さい円がたくさんちりばめられ ておりますが、各特別会計における市の一般会計から出されたお金のうち、基準内と 基準外の割合を示したものでございます。

ご覧いただきますと、特に基準外繰出しが多いと見られますのが交通事業会計の2億2,200万円のうち1億4,800万円ですとか、地下駐車場事業会計の1億4

00万円、公設卸売市場事業会計の1億5,300万円、こういったような会計の基準外繰出しというのが今行われている状況でございます。

次に、伊丹市の主な財政指標について簡単にご説明申し上げます。

27ページに経常収支比率ということでお示しをしております。経常収支比率とは何かと言う所ですが、いわゆる財政の弾力性を示す指標の一つということになっております。地方税、普通交付税と言われるように、安定的に入ってきている収入としての経常一般財源、こういう収入のうち人件費、扶助費、公債費等、経常的に出ていく経費にどの程度使われているのかというのを示す指標でございまして、当然経常的に入っているお金のうち、余裕があればお金が残りますし、余裕がなければもう入ってきたお金を全部使ってしまうという状況になっています。これを22年度の伊丹市の当初予算で見てみますと、歳入と歳出をそれぞれ比較していきますと、経常一般財源の22の丸で囲んでいますが、358億9,000万円ということで、通常安定的に入ってくるお金のうち1,000万円しか余裕がなく、さまざまな使途に使いたい余裕がある財源としては1,000万円しかなかったという状況が平成22年度の当初予算には生まれております。

このように、経常的に安定して入ってくる収入がいかに多く確保できるかというの が非常に大きな課題ですし、逆に経常的に出ていくお金をいかに小さくしていくのか というのも伊丹市の抱えている課題ということでとらえているところでございます。

それから、次のページが、引き続きまして極めて硬直化した経常収支比率というように示しておりますけれども、昭和50年度に過去最高値を示しました。111.9%ということで、このときには伊丹市も財政再建の一歩直前というところまで至った状況にございました。それ以降改善、健全化に取り組んでまいりましたので、80%台、70%台まで落ちてきていましたが、平成7年の震災、バブルの崩壊以降、年々この比率自体が高まってきておりまして、平成20年度の決算では97.9%、

先ほど22年度の当初予算では99.9%という非常に大きなきつい財政運営がなされておるという状況でございます。

それから、29ページの中身は、経常収支比率のうち、何が原因で厳しくなっているのかを、他市と比較してみたものでございます。簡単に申し上げますと、阪神7市と他の類似団体等と比べた中で伊丹市がやはり、高いのかなというように考えられますのが、下の表の中で見ますと上から3つ目、扶助費は全体16団体中の4位ということでございます。したがいまして、社会保障に係る経費というのが伊丹市においては非常に大きな負担になってきております。それから一番下、繰出金は第2位というようになっておりますが、宇部市に続いて伊丹市は第2位ということでございます。したがいまして、伊丹市にはたくさん特別会計があって、それに対して税金もたくさん補てん財源として入れているので財政運営上は窮屈な運営がなされておると、このような特色が他市と比べてあるのではないかなというように考えております。

それから、次が地方公共団体の財政健全化法に基づきます財政健全化判断比率等の対象についてということで、これは国が定めております、全国的に地方の財政運営が健全かどうかというのを判断するための指標として使われておるものでございまして、平成21年度から完全実施がなされておるというものでございます。資料の31ページで示しておりますが、平成20年度決算における連結実質赤字比率、これを示しております。これは何かといいますと、一般会計のほか特別会計と企業会計等の全部の会計をまとめて、赤字なのか黒字なのか、全部まとめてトータルとして赤字になっていないかを見ていくための指標でございます。20年度決算におきましては、右端の5.27となっていますが、これは赤字比率でが立っているということは、実は黒字だったのでこれは心配ないというマークでございます。一般会計、特別会計全部合わせまして、表の右下の方、合計という欄がございますが、19億5,300万円という数字が出てきております。これが各会計を合わせた黒字額ということになっております。

ただ、ちょっと注意をいただきたいのは、平成20年度におきましてはこのように黒字の決算となりました。これはどういうことによるかといいますと、これは矢印等で相関関係を示しておりますが、一般会計、表の左上の方に出ています3億9,500万円はこの黒字決算額でございます。この黒字額は、矢印で引っ張っていきますと下の方に宮ノ前地区地下駐車場特別会計、これがマイナス3億9,200万円ということで出ております。これで実は一般会計の黒字は帳消しにされた形となります。続いてその下、一番下に競艇事業会計の11億1,700万円という黒字が出ております。このお金につきましては、矢印をたどっていきますと国民健康保険事業会計のマイナスの11億4,000万円が、これで帳消しにされているという状況でございます。このように宮ノ前地区の地下駐車場事業会計あるいは国民健康保険事業会計における赤字の推移というのが、今後ますます増大していくならば、一般会計あるいはその他の特別会計においても黒字額を生み出さない限り、この赤字補てんがいつまでもできるという状況にはないというのが心配する材料でございます。

また、公共下水道事業会計におきましても、ここでは右側にプラスマイナス・ゼロでしたというふうになっていますが、これにおきましても今後経営費が非常に厳しい状況にあるということも聞いておりまして、ここでは少し資料としてお出しできておりませんが、このような特別会計の収支の状況も大きく影響しているということでございまして、決して安心できない状況に私たちはあるというふうにとらまえております。

次のページが決して低くない将来負担比率ということでございます。将来負担比率といいますのは、一般会計、特別会計、企業会計含めて、そのほか市の外郭団体の借入金なども含めたオール伊丹市の借金、これを連結ベースで見たときに将来的な負担としてどれほどの割合を示すのかというのを示したものでございます。伊丹市は104.8%ということで、全国平均が100.9%ということです。健全化比率が350%ですので、350%まで行きますと、これはもう危険ラインということなのです

が、それに比べると非常に健全という状況にはございますが、しかし、全国平均より も高い数字にあるというのが今の伊丹市の状況でございます。

次の33ページでございます。先ほど御説明してきました財政健全化の比率の関係でございますけれども、この財政健全化比率が基準を上回った場合には早期の健全化団体ということで指定されることになります。こうなってしまうと、左側に書いておりますように、法令上の行為として財政健全化計画をつくって、その計画を議会へ報告し、議会の議決をいただき、住民の皆様へ公表していくという手続が必要になってまいります。また、こうしてつくられた健全化計画は県知事へ報告し、毎年度総務大臣がその報告を取りまとめて、その概要を公にされます。あわせて監査委員の監査が義務づけられるということになります。

この早期健全化団体といいますのは、右側に少し示しておりますが、北海道の夕張市は財政の再生団体であるわけですけれども、そこの一歩手前ということで財政の健全化団体ということで指定されます。こうなりますと、他市と比べまして突出しているような行政サービスが、もし伊丹市にあるならば、これらのサービス自体も、健全化がまず優先でしょうということで全面的な見直しが求められることになります。この中には、学校の整備あるいは上下水道、ガス、病院の改修等のように必要な地方債、こういったことも借金そのものを制限しますというふうなことで抑制されますので、今までは県と協議することで地方債、いわゆる市の借金は可能でございましたけれども、この健全化団体として指定されますと県の許可を得なければ地方債の発行ができないという状況になってまいります。早期の健全化団体になりますと非常に窮屈な財政運営、日々のサービスにも影響を与えかねないという状況が生じる恐れがございます。

それから、次のページには、極めて厳しい財政基金ということでお示しをしておりまして、財政基金の残高を示しております。こういったような財政状況が厳しいときには積立金を取り崩してお金の足らない部分を補てんしていくというのが財政運営の

常でございますけれども、その補てんすべき財源となる財政基金の残高はどうかというのを見てまいりますと、平成4年度にピークでございました75億8,000万円まで残高がございましたけれども、震災以降取り崩しを続けていまして、大幅に減ってまいりました。ここ数年は取り崩しを極力控えた財政運営に努めてまいりましたので、じわじわ回復して35億円まで回復したところでございますけれども、実はこの35億円のうち企業会計(病院事業会計と下水道事業会計)への貸し付けを行っておりまして、実質使えるお金としては6.9億円しかないというのが伊丹市の実情でございます。したがいまして、非常に収入の伸びが見込めない中、財政基金の取り崩しをして財源調達をするのは難しい状況が、今生まれてきておるということでございます。

それから、35ページには伊丹市の財政再建ということで、過去昭和31年当時の再建のことですとか、これを第1期と呼んでおります。第2期、昭和51年からのオイルショック等による再建、このときの状況をお示ししておりますので、あとこの辺は後ほどご覧いただきたいと思います。

最後に、今後の行財政運営の取り組みについて、多々申し上げてまいりましたが、 伊丹市にとっては非常に厳しい財政状況でございます。したがいまして、何とか今後 も安定した財政運営に努めていくためには、財政規律を遵守して持続可能な財政基盤 の確立ということが大変重要になってまいりますので、そのことを踏まえまして、市 民の皆様にも財政情報を公開しながら、どのような財政運営すべきなのかというのを ともに検討してまいりたいということでございます。

以上、簡単ではございますが、財政状況についての説明は以上でございます。少し 長くなりまして申し訳ございません。

会長 ありがとうございました。

今、本日の議題 1 ということで、資料に基づきまして伊丹市の財政状況、それから 国の財政状況も含めてご説明をいただきましたが、どういたしますか。一旦質疑をす るか、あるいは行財政プランの基本方針まであわせて御説明いただいた上で、質疑をおこないましょうか。こういった説明がずっと長くなると説明を受けている方もだんだん疲れてくるということもありますので。事務局の方としては行財政プランの説明はどのような感じで考えておられますか。

事務局 10分、15分ぐらいを考えております。

会長 もしよければ、あわせてご質問もあると思いますので、事務局の方もその つもりでお願いします。

たぶん、たくさんの質問があると思いますので、委員の先生方もぜひこの際ですからじっくり質問していただきたいと思います。

それでは、プランの方をあわせてご説明の方をよろしくお願いいたします。

事務局 引き続きまして、行財政プランの策定基本方針というところで御説明の 方をさせていただきます。

先ほど伊丹の行財政の現状と課題というところで説明させていただきましたけれども、本市を取り巻く環境については大きな変革時期に今来ていると考えております。まず、財政に関する制度が大きく変わっています。これは三位一体改革、それと先ほど最後の方にありました財政健全化法、いわゆる一般会計だけではなくて、特別会計や病院会計など、市全体を全部ひとまとめにして財政の状況を判断するという法律が平成20年から実施されております。それから、昨今言われます地域主権改革で国の形が大きく変化、変革の時代にあると言えます。合わせて社会構造の変化。これは少子高齢化、いわゆる老齢人口が多くなってきて、そういったものに伴います社会保障の負担経費、それから子育て支援、いわゆる子ども施策を拡充し、重点的にしていかないといけない。しかし、人口減少時代ということで、なかなか税金が、いわゆる財源が伸び悩んでくると、いったような社会構造の変化というのが上げられます。最後に経済情勢の変化ということが言えると思います。一昨年秋ですか、リーマンショックといういわゆる世界的な経済危機によって、かなり伊丹も影響を受けております。

こういった3つについて大きな変革の動きがあります。

先ほど財政の状況で出ましたとおり、経常収支比率が99.9%というかなり硬直 した財政状況にあります。また、伊丹市は現在、大変多くの施設を持っております。 その多くの施設が老朽化に伴います更新や維持管理経費が今後ますます大きくなって くるのではないかと考えられます。

先ほど申し上げた地域主権ということで、このような厳しい財政状況を克服して自ら暮らす地域のあり方について皆さんといいますか、市民の方一人ひとりが自ら考えて行動し、その行動について責任を持っていかないといけないというようなことが求められているところであると考えます。本市の財政状況はバブル崩壊の後、震災もありまして、その後10数年、厳しい厳しいという言い方を絶えずしてきておりました。その厳しいという言葉に慣れてしまい、本当にどれぐらい厳しいのかということがよくわからなくなってきているのではないかと思います。

市民の皆様方に我々職員が、まず現状というのを、先ほど申し上げたようなようにわかりやすく御説明をしまして現状確認をすることが、前段階だと考えています。そうすることによりまして、今行っております行政サービスについて本来行政がやるべきものなのか、民間で行うことができるものなのか、また、税金を使わなければいけないものなのか、もしくは料金で賄うべきものなのかといった本来の行政の役割と税金の使い方、そういったところに観点を置いて既存事業の見直しなどをしていきたいと考えております。それが健全化、行革につながっていくものと考えております。

今回の行財政プランにつきましては、資料4の方につけさせていただいておりますが、スケジュールとしまして11月末に最終案をまとめて、1月にパブリックコメント、2月に公表を予定しております。その間、この懇話会につきまして5回の開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。あわせて、内部組織であります行財政改革推進本部、こちらの方もあわせて開催しながら行財政プランの策定に取り組んでまいりたいと考えております。

また、収支見通しにつきまして、今後5年、10年、伊丹市の財政状況がどうなるのかということをまず見通していかないと先行きがなかなかわかりにくいこともあり、そのために日銀の経済物価情勢の展望や、国の方が先週公表しました経済動向調査、そういったものを参考にしながら、まず伊丹市の収支見通しはどうなるのかということもあわせて策定をしていきたいと考えております。

簡単ではございますが、以上でございます。

会長 ありがとうございました。

ちょっと済みません。今の最後に、資料4とあわせて御説明いただいていたのは、 今後のスケジュールということですか。

事務局 済みません、ちょっと今、説明がごっちゃになってしまいましたので、 もう一回ちょっと整理させてください。

お配りしております資料 2 という資料がございます。これが行財政プランの基本方針として、我々事務局案で、この場で委員の先生方々からいろいろお考えいただきたい点についてのポイントを書いたものでございます。少しこの資料 2 を見ていただきますと、3 ページ目あたりを開いていただきたいのですが、施策の振り分けイメージを書かせていただいております。

今、事業仕分けというものが非常にブームになっているわけでございますが、事務 局として少し考えておりますのが、いろんな事業をやっていく中で、例えば縦軸で見ますと、地方公共団体として市がしっかりやっていくべきものなのか、はたまた、いわゆる民間、あるいは地域の方々に御協力を願うべきものなのかといったもの。それから横軸になりますと、そういった経費につきましてはいわゆる税金でしっかり見ていくべきものなのか、また受益を受ける方の料金をもってご負担願うべきものなのか。それからちょっと奥行きになりますけれども、この奥行きの考え方は、そういった経費は現世代の人たちが苦労してでもやっぱり負担をいただくべきものなのか、あるいは将来世代まで負担を公平に負っていただくべきものなのか、とこういったものにつ

いて、これは今後進めていきます第3回、4回ぐらいのときには、いろんな市でやっている事業等もお出しをさせていただこうと思っております。

こういった考え方を 4 ページ目のところにございますが、市民とともに考えると。 市長も、市民との参画と協働というように申し上げておりますが、市民の皆様にも一 緒になって考えていっていただこうかと、こういったような考え方について、この行 革プランの中では一つの考え方ということを議論させていただけたらなと思っており ます。

それから、先ほどありました資料の4に少し飛んでしまいましたけど、これは今、 事務局として説明させていただきました今後のスケジュールの見通しについてお示し をさせていただいた、今後第2回、第3回という点について御説明をさせていただい たものでございます。失礼いたしました。

会長ありがとうございました。

一応今の資料 1 、それから資料 2 の、伊丹市行財政の現状と課題、それから行財政プランの基本方針ということを御説明いただきまして、その際、資料 4 のスケジュールについても若干触れていただいたというところでございます。どうもありがとうございました。

今の御説明をいただきまして、伊丹市の財政の現状とか、資料でいただいたかと思いますし、今後行財政プランをつくっていきたいという伊丹市さんの思いですね、この辺は理解できるところなのですが、ちょっと一遍に情報が来たので恐らく委員の先生方もわからないとこがいっぱいあると思いますので、ぜひ初回ですので、今後深い議論をしていくためにも、最初にちょっとわからないところもおありになったと思いますので、聞いていただいた方がいいのではないかと私は思っておりますので、どうでしょうか、最初から順序立ってというのがあるのですけども、まずここがちょっとわからないというとこが、もし先生方で、まずございましたら、遠慮なくお手を挙げていただいて御質問いただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

A委員 大体説明したことはわかるのですが、この資料の中で資料3は説明されたのでしょうかね。この辺が一番ね、私らにとってポイントとして知りたいというところですけども、これはどなたが説明してくれるのでしょうかね、資料3。

事務局 資料 3 につきましては、論点ということで、こういったところについて 皆さんで逆に御議論していただければというふうに考えてございます。

A委員 いや、その事務局案を聞きたい。何か一つの案がありましてね、それに対してこういう、こう考えると、あるいはこうしたらいいのではないかなど。市民委員ですので、そういうようなことだったらできるのですが、逆にそういうものは提案してというのはちょっと現段階の話でちょっと難しいと思いますけどね。

事務局 例えば、最初にあります本市の厳しい財政状況について職員の現状認識が不足していないか、また市民の皆様への説明が不足していないかというところについて、先ほどちょっと申し上げましたけども、厳しいとかお金がないというようなことが決まり文句のようになってしまって、なかなか我々がどのように厳しいのかといった本質というのを皆さんにお示しできてないのではないかと。もちろん職員に対してもなかなかそれが検証を通してなり、示すことができていないのでは。そのために健全化に対する一層の努力、また市民の方々との参画と協働というところについて、いま一つ踏み込めない部分があるのではないかというのを感じまして、一つの論点として上げさせていただいております。

A 委員 そのような考え方を聞くだけでも参考になりますので、そういうことで 結構でございますけど。

会長 今ちょっと資料 3 について A 委員の方からございましたけども、これは基本的には、この資料 3 というのは今日全部議論してしまう話なのか。あるいは、次回に持ちこす、5 回なり、その中を通じて先生方も含めて議論してほしいという趣旨でしょうかね、この論点って。これはきょう全部触れた方がいいということですか、ここは。今、一つ言っていただきましたけども。一つね、一番上の方は事務局の考えら

しきものを伺ったのですが、これいろいろありますよね、一応今日資料として入っているわけですけども、これは今日全部やるということではないのですね。

事務局 時間的にもかなり厳しいと思いますので、今日全部すべてということではございません。もし今日にこれはぜひとも、ということがありましたら、今回ご議論いただき、それ以外のものは次回の方に繰り延べといいますか、次回で御議論いただいても結構かと思います。

会長 そうすると、逆に言うと事務局の意図としては、もし今日、いろいろ質問をこれからしていただこうと思うのですが、そういう中でこれを中心に議論した方がいいということはやはりあるのですか。そういうものですか、この論点は。要するに、これを中心に先生方から意見聞いた方がいいのか、どうでしょうか、この資料3について。

事務局 一つの論点として、こちらの方から御提案させていただいた分でございます。この点について、皆さんの御意見がいただきやすいのかなということも考えながら上げております。ですから、我々の考えた案というのもお示した上で、皆さんのそれぞれのお立場での意見というのをお伺いさせていただきたいなというふうに考えております。

事務局 ちょっとよろしいですか。

会長 どうぞ。

事務局 今回お願いをさせていただいておりますのは、新しい行財政運営のプランの御提言をいただきたいということで、これまで、冒頭に市長の方が申し上げておりますが、今年は来年度から向こう10年間の第5次総合計画基本構想の策定の年でございます。今、審議会あるいは特別委員会等でいるいろ御議論願っておりますが、その総合計画、基本計画の具体的な方策となるのが事業実施計画なり、あるいは今持っております行財政運営改善計画ということでございます。

ただ、第5次と今までとは決定的に違いますのは、非常に厳しい財政状況が今後も

見通されるという中で、今、財政状況について、国の財政あるいは伊丹市の財政状況について御説明をさせていただきまして、あわせて今後非常に厳しい財政状況が見通されるということで、これまでは、これまでの視点で財源を生み出していくとか、そういう視点ではなく、市民の皆さんとともにこういう行政展開、事業展開のやり方をしていけば、これからも伊丹市が発展、向上していけるのではないかと、そういう視点でもっているいる御意見、御提言をいただきたい。そういう視点の一つが今、資料3でお示ししている、これまでの私どもの反省の上に立って、こういう視点で物事を、今回の行政プランを策定していけばいいのではないかということを少しお示ししたというのがこういうことでございます。

そういうことで、この視点につきましても御質問いただければ、私ども政策室を初めそれぞれの部局の担当が来ておりますので、お答えできるというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。要は、先ほど御説明した財政健全化法に基づく早期健全化団体あるいは再生団体にならないために今回の行革プランを策定したい、御意見をお伺いしたいということでございますので、よろしくお願いしたいということでございます。

会長 ありがとうございました。

ちょっと確認させていただきますが、その行革プランというのは、この行財政改革 推進本部という市役所の方に置かれている本部の方で下地をお作りになるということ でよろしかったですね。

事務局 基本的にはそのように考えております。一案でございますけれども、うちの方でいろんなこういった資料をお出しし、またそれぞれごとに最終的な報告書のイメージでいきますと、論文みたいなものを考えております。先ほどありました、これなんかも一つのこういった中のテーマの中に入ってくると思いますが、そういった考え方で、例えばですけれども、近隣市や類似団体と比べて市民サービスの提供の状況はどうかというような点なんかにつきましては、また資料をお出しいたしますけれ

ども、こういった中で、例えばこういったあたりについては財政が大変な中では見直しが必要ではないかとか、そういったようないろんな御意見なんかも踏まえながら、それは一つの報告書という、それが行革プランとなっていくのかと思いますが、それにつきましてはうちの方で一応事務局案としてお示しはさせていただきたいというふうに思っております。

B委員 よろしいですか。

会長 どうぞ。

B委員 確認というか、一般の会社であれば、ずっと赤字が続けば倒産せざるを得ないということなのですが、それは民間とは当然違うと思うのですけども、ここに書いておられます5ページですかね、資料2の方ですが、の右の下に行財政プラン、平成23年から27年と書いておられますけども、平成27年度までの、我々民間では大体単年度計画があって、中期計画が大体3年ぐらいあって、10年ぐらいの長期計画というようなのは大抵つくっておられると思うのですけども、当然それらは赤字だと、自分の会社が、赤字であればいついつまでに、3年後には黒転を目指すと、黒転するにはどういうことをすればいいのかということを当然考えていくのですけども、そういうようなことをやっていこうというふうに考えてよいのでしょうか。

事務局 基本的にはそのように考えております。ただ1つ、国と一番大きく違うのは、いわゆる赤字の借金というのが地方団体には一応できないことになっておりまして、国であれば赤字だったらそれは足りない分、国債発行して埋めるのですが、地方の場合はあくまでも赤字は赤字で借金ができないことになっております。そうしてくると2つ、行政サービスを下げるか、あるいは使用料の値上げといったようなことで御負担を願うかということになってきます。したがいまして、一番今御質問にあったとおりでございますけれども、足りなければそれを値上げするというのは、単純に数字的には簡単なのですけども、そうではなくて2つ考えております。ひとつは、やはりその歳出の見直しという項目はもっとどういうところにあるのかどうか、もうひ

とつは、本来料金で御負担願うべきところに税金が入っているというところであれば、 それは本来の料金としてお支払いいただく方にお願いするべきじゃないかと、こうい ったような考え方をやっぱり見直していきたいというような考え方は出していこうと 思っております。

B 委員 そういうことがあって、27年ですか、27年までにはプラスにもって いこうということなのですか。

事務局 先ほどありましたがもう一つ、ちょっとここではお示しできなかったのですが、追って出しますが、いわゆる中期的な財政収支フレーム、中期財政収支見通しも5年ぐらいでお出ししようかと思っています。一つこの5年というのは総合計画と一応セットとしておりまして、そういう意味で5年間と出しております。その中では、先ほどありましたとおり、歳出のギャップが必ず出てくると想定されます。昨年11月に出したときにも8億程度ぐらいのギャップがございましたので、これを8億は、さっきの話になりますが、8億の事業を繰り延べしていくのか、あるいはその分については多少の料金の御負担をお願いしてでもやっていくべきものなのか、こういった考え方を出していこうというふうに思っております。

会長 どうですか。

済みません、私ばっかりちょっとしゃべってなんですけど、だから今御指摘があった行財政プランは、これから5年間をつくるという、だから懇話会の位置づけという形になるのだけども、だからそれに対してある程度、枠組みをお互い議論して、こういう方がいいのではないかということを出せばいいのか、多分細部はわからないですね、恐らくデータは事務局がお持ちだからそういうことを一々チェックするのか、それとも私たちは、ここの懇話会では、何を一応議論すればいいのかということを最初に先生方と、あるいは事務局と、まず確認しておかないといけないと思います。松尾先生は私がお伺いしましたところ総合計画の委員にも入っておられるということで、恐らく総合計画を今つくっておられるからということで、あわせてこのタイミングで

財政の方もやっていこうということですね。財政の話もやっておられると思うのですけども、恐らくそこの話は全然わかりませんから、ですから片一方は総合計画の話が進んでいて、こちらは財政の話をやっているということですけども、多分事務局は全体をわかっておられますよね。多分それはこのメンバーですべてやるというのはなかなか正直言って難しいから、要はどの範囲を私たちは議論、先生方の意見をいただければいいのかというところをちょっと再確認しておかないと、何か非常に幅広い話をやっていても何か怖い、ずれてしまうのではないかという気がしましたものですから、ちょっとその辺だけ整理をまずしていただいた方がいいのではないかという気がしたのですけどね。要はもっと言うと、単純に行財政プランとこの懇話会との関係はどのようなものか。

どうぞ。

C委員 済みません。初めて参加させていただくのですけれども、去年もおとと しもこの会議があって、今のお話だと、このプランについてではなくて、前の年はど んな議論をされていたのですか。

事務局 行政懇話会といいますのが、いわゆる策定に対する提言、それと進捗状況についての提言という内容になっております。現行の計画というのは平成17年度に策定をいたしておりますので、この二、三年間の期間というのは、いわゆる進捗状況の確認ですとか、その間に行っております行政評価の実施状況でありますとか、そういったような内容を主としておりました。

て委員 じゃあ、提言するというよりも、確認して、はい、みたいな受け身的なことが多かったということですか。それが今年度はちょっと違うということになるのですかね。済みません。

会長 どうぞ。

事務局 これまでは、この前身の懇話会でこういうプランを策定してもらったことはありません。それは先ほど御説明の中に、いわゆる伊丹市の危機、1次危機、2

次危機とありましたけども、そのときはこういう懇話会で行革プランについても委員の皆さんとともにいるいろ考えてきましたが、今ある行革プランは行政内部で考えてパブリックコメントを求めてオーソライズされたものということで、今回新たにつくり上げます行財政プランは確かに総合計画、基本構想の具体的な実施のあり方を示したものでございますが、一からこういう懇話会でつくり上げたものというのは初めてということになります。これまでの懇話会は、私ども内部でつくり上げたもの、これの検証でありますとか、具体的な道筋をある程度御意見をお伺いしたということでございますので、今回は私どもが最終的に行政計画として策定する具体計画の中身の提言をいただくという、そういうことになっているということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

恐らく先生方々はこの場で何を自分たちが意見等、いろいろ決めていっ 事務局 たらいいのかということが御疑念だと思いますけど、ちょっとどうしても今日は勉強 会的な趣旨が非常に強くございましたので御心配な点あったかと存じます。先ほどの 資料4でちょっと書かせていただきましたが、実は次の第2回には歳入歳出分析とい うようなテーマ、ちょっと硬苦しいですけども、財政指標といったテーマをちょっと 考えております。資料4の7月下旬に第2回として書いてあるわけでございます。例 えばこの中では、財政指標という面でいきますと、例えばこういう指標があります。 この指標というのは法律でこういうふうに出すものとなっております。これが全国的、 あるいは阪神間で高いのか低いのか、もしオーバーフローしているのであれば、それ を引き下げていくためにこういうような考え方で我々としては行きたいという形でお 出しをさせていただきます。それに対して、それは行き過ぎではないかとか、あるい はそういった指標については現状維持でいいのではないか、あるいは法定になってい ない指標というのがあります。例えば先ほどありました財政基金という貯金の残高、 先ほど 6 . 9 億円という話が出てきたかと思いますが、この貯金の比率というのは特 に法律でも何でもこのぐらいが望ましいというのはないのです。

ただ、今後市民の皆様にお示ししていく中にあっては、こういった指標を例えば10%ぐらいまでを目途に積んでいったらよいのではないかとか、こういったような考え方に我々としては、案としての形としてこういうような指標をつくって、市民の皆様にここまで貯金を何年間で積むような努力はしてまいりたいというようなお示しをさせていただこうかと、それに対して良い悪い、あるいはもっとこのぐらいでいいのではないと、そういったような御意見などをいただければ幸いかなと思っておりまして、先ほどの資料3に戻るのですが、そういったときの考え方の一つの設定をしたいという事務局の意思返しでもあるわけでございますけれども、我々としては財政指標の目標数値をこういう形で設定していきたいというのを2回目ではお示ししていきたいなというように思っておりまして、こういったあたりについて、その指標とは何ですかとか、あるいは、他の市でもやっているのでしょうかとか、あるいはその10%の目標、10にはどういう意味があるのか。また、貯めたのはどう使っていくのか。そういった観点から御意見をいただければ、あるいはそれに対して御批判等をいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

会長ありがとうございました。

何となく方向がね、どういうことを一体やるのかというのがちょっと見えてきた気がするのですが、先生方いかがでしょうか。最初にまず説明することが多分あると思いますので、遠慮なく言ってください。

D委員 言われているようなことは何となくわかるのですけど、ちょっと気になったのは、先ほど言われた財政指標の目標数値を設定すべきではないかというようなことを言われていますけども、ないのですか。というのは、ここで例えば論議するにも、いわゆる行財政の現状と課題があって、その課題をクリアするために、もしくはこの目標に到達するためには今何をしなきゃいけないのか、それをこの5年間の中でどういう形でやっていって、例えば平成27年に、例えばですよ、わかりやすい指標でいえば、先ほどの経常収支比率99.9%という話がありましたけども、これをぜ

ひこの5年間までに85にしなきゃいけないのだとか、80にしなきゃいけないのだというか、そういうやっぱり何か目標なりビジョンがないと、なかなかそこに向かって論議、何に向かって論議していっていいのかというのがちょっとわかりにくい部分があるので、それはみんなで指標をつくり上げるのではなくて、いわゆる経営サイドのビジョンとして何か示していただいた方が論議はしやすいのかなと思う。

事務局 おっしゃるとおりでして、数字をしっかり出して、先ほどの例えば経常収支というのは一般、経常的に入ってくる、市税で入ってきたものが人件費でどれだけ消えていくかというように見てもらえばいいのですが、ほとんど消えていっているという状況で、これを引き下げていくためにどういうことを何年間で計画するのか今まで出してございませんでした。この経常収支比率というのはオールジャパンで全国で使われている指標ではあるのですが、今、先生のお話がありましたとおり、それを市民の皆様方に、今年はこれだけの数字ですというのを出してはいました。隠してはいません。ただ、今後何年間にこういうビジョンのもと、こうやってここまで下げていくという目標数字は、ちょっとお恥ずかしながら、なかったです。そこについては、事務局案ではつくっていきたいというふうに思っております。

一方で、なかなか地方公共団体において難しい点は、例えば数値を目標とするために、それに追いつけるために例えば社会保障サービスを、今年は税も落ちたから、社会サービスもごめん、落としてというわけにはなかなかいかない、そこはまたできなかった理由になるのですけど、これについても目標値がないものですから、これまでにやってきたのは何によってできなかったのか、達成したのかというチェックの部分も実は恥ずかしながらないのが現状でございまして、お恥ずかしい話ばかりでございますが、こういったあたりを始めるためにも一つ目標数値というのは設定をしていきたいなというふうには考えております。

D委員 達成すべき目標というものとはちょっと質が異なるとは思うのですよ、 それには、いろんなことが、やっぱりできること、できないことというのは当然出て くるので。ただ、やっぱり目指すべき姿というのはこの辺ですよというぐらいのところは何か示して、そこに向けて今できることできないことということをやっぱりきちっと論議をしていった方がいいのかなというふうには思っています。

会長 ありがとうございました。

どうぞ、いかがでしょうか。どんどん行きましょう。

E委員 よろしいですか。

会長 どうぞ。

E委員 最初なので議論の進め方について確認しておきたいのですけども、今日説明いただいたものというのは一般論のお話と現状の数字だと思いました。スケジュールを見ると、財政収支見通しというのは5回目ぐらいに出てくるというふうになっていて、つまり会の最後、終わりになって収支見通しが出てくるということになっています。まず収支見通しがどうなのかという現状、これまでのトレンドと認識されている課題を踏まえて、今のままだったらこういうふうになってしまうのですよというような見通しがまず最初にあって、危機的な状況があるとすれば、それを回避するために何をすればいいのかというような議論の中で、資料3にお示しいただいているような受益と負担の問題をどう考えるのかという話であるとか、それから今出てきたような健全化指標の設定をすべきなのではないか、そういう議論が初めてできると思います。それをそういう見通しのない中で議論を進めていくのか、まず、最初に現状を踏まえた収支見通しが次回ぐらいに出てきた上で、ここでお示しいただいているようなことについて議論をするのか。それについて確認をさせてください。

会長 どうぞ。

事務局 先生のおっしゃるとおりで、なかなか指針というのがないと目指すもの もぼやっと見えてこないと。お示しする日程については第5回の方で掲げているので すけども、今9月末におおよその分というのはつくり上げることが可能かと考えてお ります。9月末ぐらいにかなり試算的なものにはなってくるかとは思うのですけども、 9月末ですので、10月の第4回目には仮試算としてお示しできるかなというように考えてございます。

会長 どうぞ。

事務局 追加で。この中期収支見通しというのをどの段階で出していくかというのは非常に難しい一つ問題でございまして、国の予算と連動してきたりしたり、県の予算と連動してくるのがあるので、どの段階で決めるのかというのはなかなか我々難しいと思うのですが、今ありましたある程度の今年度以降の信憑性を持たせたものになってくると今申しました9月ぐらいになりますが、実は我々、昨年の11月に、当時の一定の仮定のまま、今後5年間の収支見通しの仮試算をしておりますが、これは既に出して、ホームページ上からも見ることができます。いわゆる中期財政収支見通し(仮試算)であります。昨年11月のものがございます。これちょっと今日お出ししようかと思ったのですが、ちょっと話が多くなってしまうかなと思ってきょうはお出ししなかったのですが、ちょっとその少し前のでございますけれども、当時の話、当時の状況でいけばこういうような形だったというのは、次回のときには資料として用意を、一応たたき台みたいな形で眺めていただこうかなというふうに思っております。

会長 いかがでしょうか。

B委員 済みません、ちょっと今の中期ですか、今おっしゃったのは。それは数字だけなのですかね、方針的なものも入っているのでしょうか。

事務局 基本的には数字が中心になってきております。

B委員 その数字いうのは、今の流れのまま行ったらということなのか、それに対して何といいますかね、このまま行けばまずいので、あれをこうしてどうのこうのといういわゆる方針ですよね、その辺いかがなのでしょう。

事務局 基本的には、そこは、何というのでしょう、中立的な考え方を持っておりまして、いろいろな政策的経費と呼んでおりますけど、入れれば入れるほどそれは

ギャップ出ますので、そこについては当時10億円という数字を出しておりましたが、 政策的経費に充てられる経費は、先ほど言いました一般財源といいまして税金をつぎ 込む形では10億円までが限度ということで、これをロックしまして、それで行った らどうなるかというような逆試算の仮定でおいて出させていただいております。

B委員 もろもろのことが今と同じ流れで行ったらということなのですね。

事務局 今と同じ、若干今より下方修正すればというようなイメージでございまして、今現在16億ぐらい、またちょっと済みません、資料がなくて御説明するのは大変申し訳ないのですけど、今現在、一般財源ベースで大体16億ぐらいのいわゆる新規に充てられる経費でやっておるのですけれども、これが10億まで削減といいましょうか、減った状況で今後10年あったら、なお赤字はちょっと拡大していくというような形なのですけど、そういったようなのを出させていただきました。済みません、これは次回に説明を改めて、させていただこうかと思います。

事務局 今10億円と申し上げておるのは、新規施策に投資できる一般財源が10億円ぐらい、これは過去のトレンドといいますか、これまでの実績の積み上げで、今後の税収の見込みでありますとか、そういうことを一定見据えて、極めてアバウトな形で27年度ぐらいまで見通せばこういう形になります。それで一般財源10億円ぐらいは何とか確保をしていこうという一つの方向性というか目標を定めている。ただ、先ほどD委員のおっしゃったように、例えば経常収支比率を今の99.9%を80%にしていこうとか、そういう目標をこの中に加味したということではございませんし、あるいは例えば、何らかの使用料をここで改定をしますという、そういう目標といいますかね、今年も加味したものではないということ、それは御理解いただきたい。そういうことで、あんまりこれをいきなり出していくというのはなかなか少しどういうのですかね、予断を与えてしまうのではないかなということもありましたので、ちょっと躊躇したということが実態のところということでございます。

会長 ありがとうございます。ただ、何かたたき台があった方が議論しやすいと

いうのは確かにありますから、そういう性格のものであるということが私どもも一応確認した上でね、もちろんどうするかというのは多分ここでこれから議論していく話であろうから、それをそっちで全部させたら、こっちがすることがないわけで、そういう意味ではそういうのをベースにしながら、でもちょっと使用料をもらう方がいいではないかという議論はここでしてもらえばいい話なので、何かあった方が、9月からだと、あまり議論の時間がないので、何かあった方がいいのではないかというのは恐らく、私もそんな感じがいたしましたので、そういう性格のものであるということを理解した上で出していただくというのはいかがでしょう。

他はどうでしょう、先生方。ちょっと確認なのですけど、今、D委員から指標についてありましたけども、全く本当にないのですか。伊丹市さんがどうこうということではなくて、一般的に言われているというのは何かないですか、世間一般ではこういう指標をね、今、実質化の財政健全化法もありましたけども、どうなのですか実際。今そういう意味では、法律ができたことでかなり国レベルの管理、管理という言葉は悪いですけども、要は財政運営をチェックしようということになってきていますけども、そういう何か流れの中でこの指標にね、例えば夕張などの場合は明らかにあるわけですよね、指標が。これは最低やっぱりクリアしなきゃいけないというのは何かあるのですか。済みません、一般論で結構でございますけども。

事務局 誤解なきよう、全くつくっていないというものではございません。確かにいるいるな指標がございます。ちょっと財政ってどうしても難しいものばかりで恐縮なのですが、公債費比率とか公債費負担比率とか、こういったちょっと、やや専門的な指標は多々ございます。それぞれの指標は淡々とお出しして、例えば10何%とかいう数字はお出ししているのですけど、先ほど申しましたとおり経年的な、これをどこへ持っていくというような形では今まで出していなかったということでございまして、先ほどありました健全化法という法律が実は平成20年からスタートしておりまして、これは端的に言いますと夕張市のようにならないための指標ということなの

ですが、こういった意味で本市がまず、ここを手つけなければひっくり返るという状況には実はございません。ございませんが、先ほどの話の中で全国1,800団体中1,000何番ということがありましたが、決して威張っていられる状況でもないということもございましたので、これを引き下げていくためのベクトルといいましょうか、目標値ということはできればつくっていきたいなというふうには考えております。

会長 ありがとうございます。

今、1,000何番とおっしゃいましたが、その場合の指標って例えば何になるのでしょうか、確認ですが。

事務局 大変恐縮でございました。実はちょっと補足して御説明させていただきますと、資料2の説明をさせていただいた中で、30ページを見ていただきたいのですが、資料1の30ページでございます。ここに書いてある比率といいますのは法律で決められている比率でして、一定の基準をつづけると、夕張のような形になるということで、国や県の実質的な支配下においた健全化をやらなければならないという指標になります。幾つか指標がございまして、ここでお出しさせていただきましたのは30ページの半分から右側に縦に矢印が書いてあるのが4つ並んでいるかと思います。これちょっと簡単に御説明しますと、真ん中からいきますと、実質赤字比率というのはこれ地方団体には一般会計という、何というのでしょうかね、中心になるいろんな税金を使ってやる、学校建設とか道路をつくったりする場合、ここの一般会計を中心にした中で実質赤字といいますのは、ちょっとやや専門的になりますが、標準財政規模に対してどれだけ赤字が出ているかというようなことになります。

実は、ここは出ていません。これが出たらえらいことになりますので、これは出ていませんし、今後も出ていかない予定で運営をしていかなければならないと思っております。これは税金よりも歳出の方が超えたということになりますので、これは出ない。

2番目の連結実質赤字といいますのが、これを全会計まで足し込んでいく。一般会

計黒字ですが、実は、ほかの企業会計や特別会計で赤字を押しつけて回したりしていないかというのを必ずつかまえるぞというような指標になっております。

3番目の実質公債費比率といいますのが、これは借金の返済比率と思ってください。 借金の返済に、元利償還でございます、元利償還にどれぐらいウエートがあるかとい うような指標になっております。

4番目の将来負担比率というのは一番長い部分でして、これは一部事務組合、本市の場合はクリーンランド、ごみ処理場でございますが、これは豊中市との一部事務組合になっておりますが、こういったところの負債や、一番下にありますけど、地方公社という中で土地開発公社というのを伊丹市は持っております。土地を先に先行取得を一時的に立てかえてしてもらって、市がその土地開発公社という先行取得をした土地を買ってもらったところから買い戻すという形になるのですが、こういったところで赤字があってもつかまえるぞと、こういったような会計に幾つか指標がございまして、丸がつけておりますのが、本市の場合、決して危ない状況ではないのですが、こういったところについては、ややしっかりとした運営をしていく必要があるだろうということで丸をつけたのが、実はこの3つのところでございます。

最後の資金不足比率というのは、やや専門的になりますが、企業会計、バスとか病院、こちらについての実質的な資金不足、やや専門的になりますが、これはバランスシート上の流動資産と流動負債との差がどのぐらいかというふうに見たものでございますけれども、こういったものが見ていく必要があるだろうということで、今日はちょっと勉強会だけで終わりましたので、次回以降のときで本市の状況はこういう状況だというのを数字で出しながら御説明をさせていただこうかなと思っております。

会長 ありがとうございました。

どうですか、まだ御質問があるかと思いますが、いかがでしょうか。

B委員 その一つ前のページの29ページの市がずらっと出ているのですけども、 近くだけだと思ったら関東とかもいろいろあるのですけど、同じような人口等、また その他の意味はあるのですか。抽出されたその基準みたいなのは何でしょうか。

事務局 近隣の 7 市以外に出している市ですけど、これ類似団体と呼ばれている ものでして、伊丹市と同じような産業構造でありますとか、人口規模。

B委員 人口が大体似ているのですか。

事務局 はい、似たような団体と比較したときに伊丹市とどう違いが出るのかと いうところを比較するために集めたものでございます。

A委員 説明の中で大変印象的だったのがね、社会保障費が高いと、その内容で特に生活保護ですか、扶助費、これが非常に高いと。私ら一般的にそういうような話をテレビ等々で聞くことあるのですけどね、大阪市なんかでもそうですね。伊丹市はそういうところどうなのでしょうかね、高い理由いうのはどのように把握されているのですかね。私らがわかる範囲でちょっと説明していただければと思います。お願いします。

事務局 伊丹市がこれといって特色があるとかって、なかなかちょっと難しい点ではあるのですけれども、例えば伊丹市の震災復興住宅とかがあるのですけれども、いわゆる南町ですとか西桑津ですとか、そういったところには被災された高齢者の方がたくさん入居されたといったような経緯がございますし、そういった方々については非常に所得的には厳しい方も中にはいらっしゃるようにお伺いしております。それ以外にも、伊丹市が全般的に他市と比べても所得水準がどうも低いというような統計的な数字が出ているようでして、一般的に例えば子育ては伊丹市で行って、一定地位も高くなって給与水準も高くなれば郊外へ住居を購入されて転出されるといったような場合があり、所得水準そのものは高い方が転出されていくというふうな傾向もどうもあるように聞いております。ちょっと答えになっているかどうか。

A委員 震災のことで言ったら、西宮市とかですね。芦屋市は16位ですね。だから、震災が一番ひどかったのは阪神では西宮市、そういう説明では西宮市はここへ入っていません。

事務局 生活保護自体が扶助費を上げている要因ということだけではありませんで、先ほど申し上げましたとおり、児童手当、子ども手当も含むとなってくるのですけれども、中で一つ特色的なのは市バスの高齢者の無料パスがございますけれども、あれは他市にはない、伊丹市独特の制度ということでして、いわゆる一つの高齢者へのサービスの一環という形で、これについては扶助費として整理をいたしておりますので、扶助費の増高している一つの要因にはなっているということでございます。

A委員 ああ、なるほどね。いや、私はもう完全に生活保護者いうのかね、そういうのがもう断然多いというような、そういう解釈していたのですけど、扶助費ということからいくとそうでもないということですね。

会長 済みません、補足なのですけど、扶助費の中身をちょっと説明していただければと。要するに、統計上ね、扶助費の中へ一体どういうものが入っているのか、 再度ちょっと確認。

A委員 大阪もそうですよ、神戸もそうですよ、市バス、市電とかあるところは、 一部負担というところも出てきましたけどね。尼崎市は一部負担になったかもわかり ませんね。

事務局 かなり細かくたくさんございますので、大きいところだけピックアップ させていただきます。

A 委員 だったら、上から 1 0 ぐらい言ってもらったらいいと思います。要する に 6 0 % ぐらいになるのにはどれだけの項目でやっているのかね、数が多いかどうか。

会長 どういう中身がね、それに入っているかわかりませんからね。生活保護だけだったら……。

A 委員 グラフを書いてもらえればね、60%になるのに何と何とがどうなっているかってグラフを書いたら、私らはそういうやり方しますけども。

事務局 障害お持ちの方への障害福祉サービスなどがございます、それにかかる 経費でこれが税金で賄われているお金としては約3億ございます。それとか、子育て 支援の医療費の助成の関係で、これにつきましても同じく3億1,000万ほど税金が入っております。そのほか、先ほど申し上げました市バスの高齢者向けの乗車証、これにつきましては5億3,000万円。

A 委員 5 億。わあ、すごいですね。私も長生きしていますから、その恩恵を受けているわけですが、5 億なんてちょっと私、考えもしなかったですね。

事務局 年齢 7 0 歳以上の高齢者の方でお申し出いただいた方には市バスの無料 乗車証をお渡ししている。

B 委員 その方がお金をもし払われたとしたら 5 億ぐらいになったと、そういう 意味なのですか。

事務局 無料乗車証として交通局が料金をいただかないまま乗客をお乗せしていますので。

B委員 ただね、もしお金を払ったら5億ぐらいになるか。

事務局 算定根拠はそういうことです。

B 委員 交通局にお支払いしているのが 5 億円ということですか。

事務局 市バスの高齢者無料パスは伊丹市独特な制度ではないのです。いわゆる市営交通を持っているところ、市バス持っておるところ、あるいは鉄道を持っておるところは、基本的に同一のような制度はございます。ただ、近年は一部負担を導入しているというのが多い。いわゆる市バス等々持っておらない、例えばお隣の市でも阪急バスの回数券の補助をしています。そういう高齢者の方々への対応はどこの市でもやっておられると思います。ただ、伊丹市がまだ一部負担も導入しておりませんし、額的にも非常に多額の経費をかけておるということ、それが扶助費の中に入っております。

A 委員 わかりました。生活困窮者という、いわゆるそういうのは先ほど出てこなかったですね。だから 3 億以下いうことですか。

事務局 そのほかには公立、私立の保育所の運営に関係する経費として約6億円

と、先ほど御質問ありました生活保護に関連する経費としましては約9億円を入れて いるものです。

A 委員 ああ、やっぱり金額的には高いですね、9億ですか。それ1位ですね、 そうしたらやっぱり。

事務局 そうですね、最も多い割合としては、20年度決算ですけれども。

A 委員 金額的にはトップですね、9 億。わかりました。

会長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。各論でも結構です、今の説明の中で。

どうぞ。

C委員 23ページの第三セクターの御説明のところで、土地開発公社の云々ってあったのですけれども、この保有する土地、ここの説明がちょっとわからなかったので、ちょっと、どういうことなのかもう一回教えていただけたら、ありがたいのですが。

事務局 土地開発公社は、いわゆる市がいろんな事業、例えば道路を整備しますとか、あるいは公共施設を整備するときに必要な土地を市に代わって先行して取得するという事業を行っております。土地を先行取得する際には、地権者の方から用地を買収するわけですけれども、そのように取得する土地が事業用地として取得いたします。一方、地権者の方がお金でもって土地を売りますよという場合にはそれで解決し、お金を払えば終わりますけれども、代わりの土地を下さいというケースもございます。その場合には土地開発公社が、代替地と呼んでいますけれども代わりの土地を購入して、地権者の方にその土地をお渡しして決済するというような、そういうシステムをとっております。

近年、土地開発公社が先行して事業が必要なときには、こういう代替地が要るだろうとか、あるいはこの事業用地として事業を予定している、あらかじめ事業を進めるに当たって土地を確保して、後年度事業化するときにはこの土地を使おうということ

で、先行して取得をしてきたという経緯がございますけれども、一方、そういう土地 がどんどん膨らんできて、土地はたくさん持ってきているのだけれども、一向に事業 化が進まず、あるいは代替地として土地を渡すということが進まず、土地だけは持っ ていて借金だけが残っているという状況が全国各地で起こっております。総務省から、 そういう土地開発公社の運営実態については是正すべきというような御指導をいただ いておりまして、できるだけ事業化を早期に進めて土地開発公社が持っている土地を できるだけ少なくするということ。少なくするということは土地開発公社が土地を購 入するときは借金して、銀行から借りて、それでもって地権者の方にお金を払って土 地を取得しますので、土地を処分するということは、土地を売って借金を返しなさい ということが国からの指導をされてきた内容でございまして、今我々の方ではできる だけ事業化、つまり、事業地については速やかに市の方で事業を進めるべく、土地開 発公社の持っている土地を市が事業地として取得して事業を進めているのが1点と、 あとは代替用地につきましても、できるだけ処分していくという形で今進めてきてお りまして、それらの取り組みの結果、今現在は保有地と借入金そのものが減少してき ているという状況なのですが、先ほど説明が十分足りませんでしたけれども、累積の 欠損金というのが今一番大きな課題になっておりまして、土地を先行取得したという ことは、もう何年もたてば、銀行さんからお金を借りっ放しの状態で土地を持ってい るという状態になりますので、当然金利が発生してまいります。 1 億円で取得した土 地も年を経るに従って多額の利子が物すごくかかってまいりますから、実勢価格より も高い土地になってしまうという、いざ売るときにはお金を借りた金利を含めた土地 の価格よりも安い価格でしか売れないというのが非常に大きな問題になっておりまし て、そこで出てきた累積欠損金というのが、赤字相当分なのですが、これが今現在2 7.億円まで来ております。これは全ての土地の価格が上昇しておれば、多分金利の分 も含めて処分できたのでしょうが、土地の価格が下がってきているという状況が出て まいりましたので、そういう差損という状況が生まれているというのが実情でござい

ます。

C 委員 ありがとうございます。

会長 この累積欠損金は、これは一応平成17年度がピークで、順次減ってきていると思うのですけども、今後の見通しというのはいかがですか。

事務局 実はこの辺が、また、この懇話会におきましても御意見を賜りたいところではございますが、国の考え方としましては、累積欠損金はいずれ精算して銀行さんにもお返ししなければならないわけですけれども、それを返済する原資としては土地開発公社を解散するならば、地方債で財源的な手当てをしましょうというような制度が国から示されておりますので、我々市としては、そういう方向性に向かうべきかどうかということを、今現在検討しているところでございますので、これは後ほど議題にも上がってこようかと思いますけれども、土地開発公社の今後のあるべき姿というのを議論していただき、御意見を頂戴したいというように考えているところでございます。

会長 ありがとうございます。

結構大きな問題ですね、それは。そうですか、わかりました。そういうことも入ってくるわけですね。

E委員 よろしいですか。

E委員 今の話もすごく大きい話で、それだけで多分委員会をつくらなくてはいけないような話だと僕は思うのですね。先ほどの高齢者パスの話もそうなのですけれども、資料3で上げられているような行政コストはだれがどのような形で負担すべきかというようなことをこの委員会の場で議論するのは、非常に政策的な話にもなるので、この場の議論には多分なじまないと思います。きょうは勉強会だからいいと思うのですけれども、次回までに、委員会の中で、何をどこまで議論するのかということを整理したものを出していただいた方が、議論を進めやすいと思います。ですから、例えば行政コストの話にしても、行政コスト情報を開示すべきかどうかというような

ことはこの場で議論は多分できると思いますし、受益と負担を考えながらやるべきだという方針を懇話会の中で出すというようなことは一定できると思いますが、個別のここに書いてあるような、だれがどのような形でどれぐらい負担すべきというようなことは、多分僕は議論できないというように思っていますので、議論する内容を整理していただいた方が良いと思います。

また、行政と市民等の行政サービスにおける役割分担をどのように行うのか、それはさらに大きい話でありまして、これもどちらかというと議会や政策的な話になりますので、これについてもどのような形でその方針とか、この懇話会で方向性を出していくのか、議論する内容を具体的に多分お出しいただいた方が皆さん混乱しないで済むだろうと思います。

会長 ありがとうございました。

資料3に関して言うと、ちょっとやっぱり、まだ扱い方がね、先生方もちょっと、どうするのかなという。ような、まだわかりかねているところが、やっぱりあると思いますのでね。だから、できることとできないことが多分あると思うので、恐らくこの資料3には、もちろんいいことが書いてあると思いますけど、恐らく、これが私も個人的な言い方をすると、プランの全体のこういう中身、骨組みのような話になってくると思うのですね、恐らく。これを全部一個一個個別各論までやるというと、結構きついと思うのですよね。だから、どの範囲で、守備範囲をここで御議論をいただくのかというのは、もう一度やっぱりちょっと考えて、もちろん、資料3自体が間違っているわけではなくて、いいポイントは突いているとは思いますが、この一個一個をやっていくわけには、ちょっとやっぱりいかんと思うので、かなり政策的な判断等も入っていると思いますので、ですから懇話会に馴染むところは、どこなのかというのをもう一遍ちょっと整理していただいた方が先生方に御議論していただきやすいかなというのは、まさにそのとおりだと思いますので、そこはちょっと整理していただいた方がいいかなと思います。

ということで、やはり説明受けて、まだまだ御疑問の点あると思いますので、時間 の許す限り御質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

D委員 いいですか、一部書いてあることでわからないことを少し。

会長 どうぞ。

D委員 書いてあることといいますと、34ページのところのいわゆる財政基金 残高の推移というところがあるのですけど、そもそもこの財政基金残高というものの 財源というのは、一体何ですかね。

事務局 基本的には市税等でもって積み立てるという形になっているのですけれども、ルールといたしましては、法で定められておる積み立てというのもございまして、毎年歳入歳出の決算を締めたときに黒字決算の場合でしたら剰余金が出てしまいります。その剰余金のうちの2分の1を下回らない額、いわゆる半分以上ですね、半分以上の額を毎年積み立てるか、もしくは地方債の繰り上げ償還に使いなさいというような法の規定になっておりまして、今まで私ども伊丹市としては決算剰余金の2分の1相当額を積み立てしておるのと併せまして、あと財源的な余裕が出てきたときには、最近はなかなか難しいのですけれども、積み立てて、将来に備えていくというような取り組みをしております。したがいまして、基本的には市民の皆様からお預かりしている税を一旦、積み立てているという形でございます。

D委員 これはこういう状況でありますよということで、先ほどシミュレーションがあるという中にもこの辺のところの話も入ってきているのですか、将来これがなくなりますよと、そういうところまでは行ってないか。

事務局 次回、たぶん提出することになろうかと思いますが、財政収支見通しの中には、積立金を取り崩さない状態でしたときにどうなるのかという形での収支見通しになっておりますので、今、先ほど申しました6.9億しかないという状況の中で取り崩ししない前提での見通しを立てております。

D委員 これを取り崩さない前提ということになると、例えば本来は取り崩さないつもりができてないものは、運営できないようなものは赤字というような形で出てくるということですか。

事務局 そうです。

C委員 済みません。これは減ってきているというのは、取り崩してきたから減っているということですよね。

事務局 はい、そのとおりでして、特にバブル崩壊以降は収支の均衡を図るためには基金を取り崩して財源調達をしたというような状況でございます。

C 委員 ありがとうございます。

B 委員 一般の企業で損益計算書とか貸借対照表のような表現はできないのですか、そうしていただくとわかりやすいのですけど。

事務局 一方で、公会計制度ということで、実は平成20年度決算から貸借対照表に見合う試算といいますか、これに基づく資料等もできてきておりますので、ちょっと、今日は御用意できておりませんけれども。

B委員 PLに当たるようなものもあったのですか。

事務局 はい、あります。

B委員 ああ、そうですか。

会長 どうぞ。

事務局 確かに先生おっしゃるとおりの批判が多々あったものですから、国において平成20年度から、いわゆるバランスシートとか損益計算書に倣ったような形で、それも先ほど、申しましたように伊丹市普通会計だけではなくて、周辺のいろんなものまで全部含めて伊丹市の連結の状態で、いわゆるバランスシート、それから損益計算書を出すことになりまして、昨年の決算からお出ししているのがございます。今日はちょっと資料の関係で、ボリュームが大きくなると思って出しませんでしたが、次回のときには、その公会計制度と呼んでおりますけれども、4つの表から成り立って

おります。これにはキャッシュフロー計算書みたいなものも一緒についていますので、 これをちょっとお示しさせていただこうかと思います。これですと大体の感じがわか るかと存じますので、お出しさせていただこうと思います。

会長 ありがとうございました。

A委員 よろしいですか。ここの場に直接関係ないのですけど、私も市民の一人、皆さん方も市民の方が多いと思うのですけどね。市民とは一体どういう位置づけなのか。これは論点整理で資料3のところにも出ていますね。市民への説明が不足してないだろうか。あるいは3つ目に、市民サービスの提供はどうか、次のページにも出ておりますけど、私も市民の一人ですが、C委員、それからF委員ですか、個々のレベルといいますかね、年齢も違いますし、男女の差もありますし、それから過去の育ってきた経緯もありますし、そういったもので全然違うわけですね。だから、例えば市民のレベルですね、市民のサービス、市民のサービスならなんとなく、わかるのですけどね、市民のレベルなんていうような考え方したらどの辺を表すのかなというようなことを思ったわけですけどね。

最終的には、ここ見ましたらね、市民とともに、これ何ページでしたかね。市民とともに考えるのだと、プランの基本方針、それから振り分けのイメージ、その次に市民とともに考えるというようなことが出てますね。市民が本当に中心なのですけどね。今そういう概念がね、市民のレベルといいますか、そういうものをどの辺のところに置いていらっしゃるのかね、何かそういうのがございますか。あったら教えてほしいのですけど。

事務局 会長、よろしいですか。

会長 どうぞ。

事務局 今いただきましたお話、非常に難しいところでございまして、少なくと も市民の皆様といった場合には、我々ども、赤ちゃんからお年寄りの方まで全員が、 あと法人の方含めて全員が、それは市民だということの考え方で市政は取り組んでい るところでございます。ただ、まさに市民とともに考えるとなったときに、これはどうしても見直すということになると、見直される方はどうしても反対とか出てくる。それから、それぞれのまさに今回委員の先生がおっしゃいましたとおり、世代間、それから若い方、それから壮年の方、老齢の方、それぞれでその階層によってそのサービス水準もまた違う。そういったようなことがありますので、非常にこれは難しいところでございまして、私どもは少なくとも全体の中で、ここの部分を、言葉は悪いのですけど、ここを集中的に見直すというようなことではないです。

ただ、少なくとも何かのサービスを、我々行政サービスを提供させていただきますには、財源はどうしても限られてくるだろうと。やはり財源というのを見ながらどういうサービスをしていくか、そうしてくると、先ほどの話になりますが、公営企業などで赤字補てんを、本来利用者の方がしていただくようなところに税金で穴埋めしている。逆に言いますと、これは利用料金で本来賄わなきゃならないところに税金をつぎ込んでいる。そうすると、本来料金でお支払うべきいただく方に対して税金が入ってきているのではないかと、こういった考え方も出てくる。あるいは、他市との行政サービスの水準ということで、例えば先ほどありましたが、私学助成と呼んでおりますけれども、幼稚園などへの市の単独の補助金を出しているようなとこがございます。こういったものも、他市が例えば1万円だけど、伊丹市が例えば3万円とか多ければ、やっぱりこれは他市並みにあわせていくような形で見直しをさせていただくようなことについてのお考えはいかがいただけるかと、こういったようなところについて御意見はいただけたらなというように思っております。

A委員 わかりました。私の場合で言ったらね、行財政のことなので納税している、そういう市民が中心なのかというような、思いがあったりしたのですけど、そうじゃないですね、子どもから年寄りまでというような物の考え方でやっているということですね。よくわかりました。

会長 いかがでしょうか。

じゃあ、よろしいですか。ちょっと待ってください。

F 委員いかがでしょうか。もしよかったら、せっかくだからぜひ、お聞きになってください。

F委員 私だけがわからないかもしれないですけど、赤字の構造といって資料 1 の 3 1 ページのところで、宮ノ前地区の地下駐車場会計が、公設卸売市場の赤字はなぜ、大きいのかと、何かそれに対して対策をしているのですか。

会長 お願いします。

事務局 一般会計だけが赤字を回避して黒字運営すればそれでいいのかというと、そうではなくて、先ほど申し上げましたとおり、今、伊丹市で非常に大きな赤字を抱えていますのは、例えば1つは先ほど言いました国民健康保険事業、これは約11億円の赤字になっているわけですけれども、この赤字をどうしていったらいいのか。これが今、年々赤字が増えていくような傾向にあるわけなんですけれども、これを放置していけばいずれ連結、伊丹市の一般会計とそのほかの特別会計、企業会計を含めたときには赤字に転落していってしまうということにもなりかねませんので、それをまず回避しなければならない。それと、地下駐車場事業につきましても、先ほど申しました赤字が3億8,000万円ほど出てきているということで、これはこのまま放置できないという、いろんな課題を抱えております。

今、我々としては、この赤字を回避していくためには、一般会計からお金をつぎ込んでも、これは何にもなりませんので、逆に一般会計のマイナスが増えるだけだということになりますから、基本的には、保険料や使用料なりの見直しというのはやっぱり不可欠なのかなというようなことを事務局サイドとしては考えるところなのですが、市民の皆様の感覚、御意見としてはどうなのかなというのをぜひ、お伺いしなければならないというように考えております。赤字補てんをこのまま放置できないとなれば、一般会計から入れる。一般会計から入れるということは、市民の皆さんの税金でもって補てんをしていくということになりますので、それをよしとするのかどうかという

ところで、今後の議論の中心になってくるのかなというように考えておりますので、 そういったような観点で御意見を頂戴できたら、ありがたいというように考えており ます。

会長 どうぞ。

C委員 今の話の続きで質問なのですけれども、宮ノ前地下駐車場が赤字になっているのは、駐車場料金では満たせないと、そういうことですよね。それは人件費ですか。それから、公設市場はどこの部分が、何が原因で赤字なのかということ。

事務局 まず、宮ノ前の地下駐車場事業は、御承知かと思いますけれども、当時建設したときの借入金が非常に大きくございまして、今の駐車場収入だけではすべての運営費が賄い切れないというのが実態でございます。運営のシステムそのものも見直しをかけておりまして、平成21年度からは指定管理者といいまして、管理を一手に受けていただく業者を定めて、そこから駐車場台数がどうあろうと4,000万円を下さいよというような形で契約をしておりまして、もし予定よりも駐車台数がふえてきたら、もうけた分のうち何%かは自分が取ってもいいから、残りは伊丹市にくださいよという、そういうような契約をして運営しているところなのですけれども、駐車台数そのものは、なかなか伸びないというのが実態でございます。人件費が増えるということではなく、根本的な原因は、やはり支出に見合った利用台数が確保できてないというところでございます。

それから、卸売市場事業につきましては、これも借入金が市場の卸等の整備、屋根の整備ですとか、あるいはそこの市場事業の敷地の用地確保のために借入金を行っているわけですけれども、これらを含めまして経費を賄うべく卸売市場事業の使用料収入が上がってこないと。昨今では流通の形態も大きく変わってきているということも要因としてはあるのかもしれませんが、大手の卸売業者が撤退をし、非常に経営が難しい局面にあったわけですけれども、平成21年度からスマイル阪神という新たな事業展開を今行っておりまして、何とかそれによって利用者数、収入を確保していこう

というような取り組みを現在しているところでございます。

会長 ありがとうございました。

E委員 よろしいですか。

E委員 今の話について、国保の特別会計赤字、これは伊丹市に多分限ったことではないと思いますけども、競艇事業で相殺するような形になっていて、多分競艇事業自体も、かねて昔に比べるとかなり収入が少なくなっていると思うのです。昔は国保の赤字が比較的少なくて、競艇事業の方は比較的今よりも多かった。これは今のトレンドとしては逆に、国保の方は赤字が増えていって競艇事業の収益は少なくなるという、多分厳しい構造になってくるのかなというように思うのですが、こういう補てんの考え方をすれば、多分厳しくなるはずなのです。これは一般的な考え方だったのでしょうか。

事務局 競艇事業会計のもうけたお金を一般会計に繰り入れするというのが従来のスタイル、従来のスタイルって変ですけども、ここでお示ししておりますのは、あくまで資金残高のプラス・マイナスを見ているだけですので、競艇事業会計のこの11億円が国保会計の方にお金を繰り入れたかとかというものではございません。あくまで全会計を黒字会計もあれば、マイナス会計もあればということで、全部足したときに、たまたま競艇会計の黒字幅と国民健康保険会計の黒字幅が同額だったので、ほぼこれで相殺されたというように、理論上みなしているだけでして、実際に競艇事業会計から国保会計にお金を繰り入れたというものではございません。

E委員 お金の流れはわかるのですが、伊丹市の今まで行ってきた考え方というのが、国保の赤字を競艇事業で埋めるというような考え方をしてきたのかということが質問の趣旨なのですが。

事務局 あくまで競艇会計の出てきているお金というのは、結果として残ったお金ということですので、場合によっては、例えばこの11億円のうち例えば5億円を伊丹市に繰り入れしますよということになれば、競艇会計の資金残高は、ぐっと減っ

てまいりますし、そういうことからしますと、たまたま 1 1 億円というお金が 2 0 年度決算では残ったということですので。

事務局 そうじゃなくて、11億円の赤字はそもそもこれを黒字で埋めるような 会計の運営をしてきたのかという問いです。

事務局 ですので、競艇会計で多分赤字会計を埋めるとかという意味で競艇会計を運営しているのではなく、一般会計の財政上の負担を支援するために競艇事業会計からの繰り入れをいただいておりますので、競艇事業会計で行っている収益事業というのは、いわゆる一般会計で行う施設整備ですとか、どっちかというと投資的な経費を賄うための財源として競艇事業会計のお金を入れていただいていますので、この先ほど御質問のありました競艇事業会計は国保会計を埋めるためというような取り扱いではございません。

E委員 前回の懇話会のときは、一般会計だけを対象にしていたので、今日議論したような話は出てこなかったです。特別会計や企業会計は結構複雑な構造になっていて、例えば病院事業会計もプラスが出ていますけど、実際には、先ほど説明があった補助金という形で、病院会計の方に一般会計からの繰り入れがされています。また、病院事業会計は企業会計に近いやり方をやっていますから、ここで資金の過不足でプラスが出ていても、実際に損益計算上は償却費等が賄い切れてないので累損が大きく積み上がっている、そういう構造に多分なっているのです。ですから、金の流れと損益計算のフローとあわせて見る必要があり、結構難しい議論になると思います。次回に特別会計のところも議論するのであれば、金の流れの話と損益計算の話とあわせて資料を出していただいた方がいいと思います。

会長 ありがとうございます。

B委員 話は戻りますけど、宮ノ前の地下駐車場は、もう一回確認しますけど、 金利ですか、払っている金利から駐車場収入を引いた差額がまだこれだけあると考え ていいのですか。金利だけでもないのですか、金利プラス人件費なんですかね。 事務局 済みません、これは累積ですので、過去からの積み上げてきた結果、今3億ぐらいまで行っているということなのですけれども、大体単年度で出てくる赤字額としましては、大体7,000万円から8,000万円ぐらいの収支の総額というのが発生しております。

B委員 単年度でそれだけ出ているのですか。

事務局 はい。

B 委員 それは、もう一回言いますけど、金利プラス人件費から、利用料を引いた金額ですか。

事務局 いや、すべての経費に対して使用料収入として入ってきた収入との差引額が7,000万円から8,000万円という状況になっております。

ちょっとまた、話題変えまして、最終的にこのスケジュールで見ました A 委員 ら、12月ですか、12月の上旬から中旬にかけて第5回で行財政のプランの最終案 が出るという予定になっていますね。私が市民委員になって、ある人、親しい人に話 したとき、私も高齢者の一人ですので、だから高齢者施策でこんなことを考えてくれ ないかいうようなことを、また話す機会が出てくるかもわかりませんけど、そういう 話が出てきて、今回でもこれまとめるに当たっては市長の話でも、70周年を迎える と。そして夢と魅力あるまち伊丹ということで、私も夢というのは大好きなのです。 今でも夢を持っています。あとプラス情熱も持っているわけですね。夢と情熱で今生 きているし、老人クラブの役員やっておりますけど、それをいつも盾にとって活動し ているのですけど、そういう意味で私が作文をつくった中で、最終的に非常にわかり やすくこういうことを書いているわけですね。いろんな現状がありますけどもね、節 減したお金でね、何か別の事業みたいなものを考えてみたいなと、これが私の夢です ね。だから、会長、副会長にもお願いしたいなと思うことは、最終的に最終案がまと まるときにね、そういった今言いましたいわゆる節減したお金で何か新しいそういっ たものが出てくるような最終案になるのかどうかね、その辺、私の夢として持ってい るのですけども、ひとつ御検討をお願いしたいなということなのですけど、もちろん 市の関係の人たちにも同じことなのですけど。

事務局 先ほどちょっと申させていただきましたけど、次のときに昨年11月に出したと仮試算というのを次回見ていただこうと思います。試算は、先ほど副市長が申し上げたとおりでございますが、一応仮定で10億円を一般財源の新規でやっていくということを仮定としたとしても、実は財源不足が3億円から8億円ぐらい出ておりまして、そこは今、先生おっしゃいましたとおり、これは何らかの見直し、あるいはコストの考え方を変えていかないと、先生がおっしゃるとおり、新たなものになかなか対応ができていかないということにもつながりますので、そういった意味において新たなものは我々もやっていきたいというように思っております。その財源は、よく内部で言っておりますのはスクラップ・アンド・ビルド、これは一番簡単なものでございます。スクラップ・アンド・ビルド、これに加えてまた次へ、次世代、子どもたちへ負担を残していかないような形で見直しというものができないかと、まさに今回のプランで御指摘いただきたい点は、まさに先生おっしゃるような点だと思っております。

A委員 それの一端として、ぱっと浮かぶのが何かといったら、結局広告収入ですね。これはもっと知恵を出せば出てくるのではないでしょうか。ここに封筒を持ってきましたけどね、封筒でなぎなたの教育は伊丹市とかいうようなことを、こういうPRはしているのですけど、こういう封筒を使ってちょっとした広告、あるいはインターネットでも最近広告が多いですね、インターネットはよく、使いますけど。あれだけ多い広告があるからね、市の広告があるかどうかは知りませんけどね、これなんかは、他市で広告をやっているようなことを聞いたことはあるのですけどね、近辺では知りませんけどね。だからそういったことも一つの方法で、というように私は思うわけですけど。

事務局 今、A委員さんがおっしゃられますように、財源の確保というのも一つ

の重要な方策と考えております。公平性の負担から、いわゆる未収金の対策も含めまして、それからいわゆる広告料収入、封筒、ホームページには今、12枠ほどですか、広告があるのですけど、残念ながら今すべてがおさまっておりません。そういったものに対する営業なども、やはり積極的に努めていかなければいけないものと考えています。いわゆる歳入の確保についても、今回の中では積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

A委員 ありがとうございました。

C委員 済みません、今さらですが、31ページのこの数字の単位は。

事務局 連結実質ですね。

C 委員 はい。

事務局 済みません、これ抜けておりまして失礼しました。千円単位でございます。

会長 今、先ほど昨年11月ですかね、つくられた一つの考え方というのは、要は自由になるお金が10億円ということですかね、一般財源で単独で使えるお金が一応10億円ということで、仮においてということですけども、逆に言うと予算規模は大体580でしたっけ、85か、規模はそうですね、585億円、これですよね。歳入の方だったら、結局さっきの税の話だとか、かなりやっぱり国の施策に依存するとこって残念ながら大きいわけですよね、地方分権を進めなきゃいけないけども、現状でいうとそんなに税制もかなり国の施策とやっぱりリンクしているとこがあるので、そういう意味では国の施策によってかなり税の入り方ってやっぱり変わってくるということがありますよね。

その一方で、歳出の社会保障などは、かなり国の制度とリンクしているものだから、 そんなに市の方で勝手にどうのこうのという話でも残念ながら、ない部分もやっぱり 多いわけでして、そうするとかなり585億円全体あるけれども、それを全部そうい うように落としていくと、結局市の方でアイデアを出しながら使える部分というのは、 やっぱりそれぐらいになるということなのでしょうかね、10とか15とか、少しわかりませんけど、要はそのぐらいのレベルに最終的になってしまうことなのでしょうか。

どうぞ。

事務局 済みません、本来今日、ここまで行くと思いませんでしたので、お出し しませんで。次また追って御説明いたしますが。

会長 僕は、言いたかったのは、その額というよりは、かなり国の制度とリンクしているので、いろいろやりたい思いはあるだろうけども、そういうかなり固定的にもう経費というのは決まってきているものですから、やはり独自で使える部分は、かなり額が減ってしまうという、どこでもそうだと思うのだけども、そういうことの理解でよろしいのでしょうか。

事務局 基本的にはそのような形となっております。また次回に御説明詳細を申し上げますが、例えば市税なんかであれば、国の出している成長率でありますとか、また法人税収なんかの見込み、こういったものを見込みましたし、扶助費なんかにつきましては、今後の伸び率なんかを淡々と見越していくような形で、その中で今ありましたとおり、一番政策的にどれだけやっていけるのだという話につきましては、このときはもう単純に10億円と仮定した場合にということで、これは決め打ちをしております。

今、左肩の方に政策、うちの方も来ておりましたが、逆に足りないというふうにおしかりを受けているとこではございますけれども、これを出すときには一定の仮定という中で、これは変動値ではなくて固定値で10億円とした場合にどうなっていくかというような形でお出しをさせていただいた、一つの指標という形で出させていただいております。

会長 私は10か15かって、それはわからないのですけども、ですから私どもの理解としては、かなり予算規模が大きい、500億円以上あるわけだけども、税の

決め方はやはり国税であり、要は法律である程度決まる。もちろん条例で決めることはできますよね、できるけど、しかしそんなにそれは大きいパートじゃないし、歳出の方もやっぱり社会保障とかね、ある程度ルール化されている部分がありますから、そういうのを全部そぎ落としていったら、やっぱり今、E委員がおっしゃったのは、伊丹らしいことで何かやろうとした場合ね、そういう意味で自分たちがやっぱり財源を捻出するなり、自分たちのところで何というのですかね、単独でやっているようなところにもうちょっと工夫を入れていくということが一番、それをまずやるということになるのですかね。義務的な経費ってなかなか難しいでしょう、正直ね。伊丹だけ社会保障を落とすなんていうことは逆にやっぱり難しいでしょうし。ということは、要は額の問題じゃなくて考え方の問題というか、感覚的なとこです、収支について。

事務局 まさに今回のテーマの一番コアな部分なのだろうと思うのですけれども、 財政として見ますと、先ほどから申し上げておりますように限られたパイしかない。 その限られたパイの中で教育に充てるか、福祉に充てるか、消防に充てるかというよ うな形のあとは中の話でございまして、何かを充実させると、それは中で見直しをか けていくか、あるいは先ほどから、ありましたとおり何かを値上げ、単純に言います と、財源を確保していくかという形になってこようかと思うのです。

ただ、値上げといいましても、先生がおっしゃいますとおり、国と違いまして地方で独自の財源を、新たな税制をつくってやっていく法定外普通税というのがあるわけでございますが、そこまで踏み込んでということは今回の会議では、考えてはおりませんで、一つの御指摘はいただこうかと思いますけれども、それであれば先ほど出てきておりますように既存の経費の見直し、特に未収金対策でありますとか、あるいは先ほど封筒の話をいただきましたけれども、いわゆるほかへの小さなものでも、例えば土地の売り払いでありますとか、そういったものを積極的にやっていくかどうかというような考え方は持っておりますが、先生がおっしゃいますとおり、基本的には新たな事業をやっていくためには、新たな財源がないとできないというところが基本に

ありますので、そういった中にあって、まさにちょっと我々としても、どうしていこうか、先ほどありましたとおり、これまではいわゆる財政基金という貯金を取り崩して何とか対応できてきたというようなことでございましたが、先ほど見ていただいたとおり、もう既に6億台になってきている中では、新たなサービスをやるときに、じゃあ、これを取り崩してやりますということがなかなか、もうできなくなってきているといった中にあっては、これまでやってきたいわゆる行政経費については、ある程度見直し、今後また第3回目ぐらいで見直し案という形で事務局案を出させていただこうかとも考えておりますけども、そういった経費を少し我慢していただくか、あるいはそれをもし、おこなうのであれば一定の料金の御負担をいただくべきかと、こういったような話についてさせていただければなというように思っております。

会長 ありがとうございます。

今の最初、資料3の取り扱いについていろいろあったわけでございますが、いろんな質問が出ましたので、結果としてかなりの部分には一応触れてはいただいたわけですが、しかし全然十分ではないと思いますし、そもそもこの資料3の全体がね、恐らく行財政プランに係るような内容だと思いますので、これを全部今日やるというのは、そもそも難しい話だというふうに思いますので、どうでしょうかね、E委員がおっしゃったこともありますし、そういう意味ではどの辺に、ここの御議論をこれからしていただくのかというのを、やはり、ぜひ次回でもっと整理をしていただいた方が、もう少し深い議論ができるのではないかなという気はいたします。ですから、ちょっと議論をどういうふうにしていくのかと。特にこの中で何を議論していくのかというのをもう一度ちょっと整理していただいていきたいと思います。

いかがでしょうか。あと10分程度となりましたが。

どうぞ。

C委員 済みません。お金の使い方って、さっき A 委員がおっしゃったみたいな 夢と通じるところと思うのですよね。例えば子育てにというふうにお金をかけるのだ

ったら、子どものこれから大事にしたいとか、伊丹は子育て安心のまちにしたいです というような夢とか希望とか、あとは先行投資であったり、何かそういうふうな夢だ ったり、こうありたいなという希望だったりと、ものすごくお金の使い方って直結す るのです。でも、数字だけ見ると収入と支出があって、それは会計だけじゃなくて大 体数字で出てくるときは人が多かったとか、何々だって数字が高かったらそれで人気 があったり、成功した事業みたいな、一方でマイナスだと中の人が幾らすごく満足度 が高くても定員割れだったりとか赤字とか、何かそういうふうになってしまうので、 数字って結構怖いなとか思うのですけれども、今回資料をいただいてね、すごい、こ れ私たちの会議のためにつくってくださった資料ですよね。何かわかりやすく、びっ くりマークがあったり何か矢印があったり、何か人の温かい思いがこもっているなと 思って、役所がつくられた資料というイメージと何か違ううれしさがあったのですよ ね。さっきのお話を聞いていても、今までの数字でぱんぱんと割っちゃう、赤だから こうじゃなくて、何かさっき言った希望とか夢とかにつながるという、何かそういう ことを一緒にお話をし、考えていただいている、何かそんなうれしさがちょっとあっ て、今までは事務局がやって、それでこれでいきますという感じですけど、今回は、 一緒に協議でというふうに御意見求めますみたいな感じでおっしゃっていることも含 めてね、何か伊丹っていいなと思っているのです。その良さをお金の使い方でも、先 ほど、どなたかおっしゃった、PR不足っておっしゃいましたけれども、知ったらそ れは協力しなければいけないとなっていくのではないのかなと思うので、マイナスを プラスに変える何かチャンスかなと思って、この場に寄せていただいたことをすごく うれしく思います。よろしくお願いします。

会長 そういう意味で、今の点でいうと、やっぱりこの論点の最初に書いてあるとこで、最初に事務局の方からお答えいただきましたけども、この辺をどうやって、 今一生懸命議論していただいていますけども、今こういう議論の中身なども、どうやって説明をしていくのかというような、そういうことですね。アカウンタビリティー というのですかね、そういうのはやっぱりこれから、総合計画もつくられているわけですから、それとセットでね、どういうふうに伝えていくかということはこれだけちょっと考えていかんといかなければならないのかなという気は、今の話を伺って思ったのですけど、いかがでしょうか。

事務局 まさに最初の議論に戻るのですけど、今回この懇話会開くに当たりまして、前回と一番違うのが、前回から入っていただいている先生は、おわかりかと思うのですけど、前回のときは実は初めに額ありきでした、ちょっとこう言ったら変ですけど、ちょっと脅し的な部分が強くございまして、これだけの事業をこれだけやっていくためにはこれだけ足りないと、だからこれだけ足りないからこれだけ財源を生み出すためにはこういうことをやらなきゃだめだということで、赤字で倒産しないためにはこれだけコストカットをしていかなきゃならないというのを中心的に出しまして、どちらかというと問答無用、とにかく金がないといったらないのだと、これだけ出さなければだめだという形が非常に強くございました。これは平成22年度までのものです。

今回やっていくに当たって、同じやり方ができなくもないのです。先ほどありましたとおり、我々、政策室というところが、政策の考え方を取りまとめてやっていくのですが、そこからいただくのをこれだけ夢と未来ある分、これだけのお金を用意してと言われると、それをカットするためには、また人員何パーセントカット、これだけカットというふうにやっていけばいいんのですけど、それをやっていくよりは今回の一番大きなテーマに上げていったのが、やはり財政というのは、なかなか用語は難しいのですけど、基本的には集めたお金をどういうふうに社会還元していくかというところが一番大きな点という視点に立てば、これは使い道ということに対してやはり市民の皆様が一番よく知っていただくのが、やっぱり基本的に必要なのであろうと。そこに対する我々も情報発信が欠けていたのではないかということを一番思っておりまして、まさに足りない部分をどれだけ足りないのか、足りないためには我々もこうい

う努力をするけど、市民の皆様にもこういったあたりで努力あるいは御理解いただけ ないかというようなことを対峙しながら話していくのにはちょっと欠けてたんでない かという反省点がありまして、まさにちょっと先ほど出た中でどういう負担を、どう いう人たちにどういうことをお願いしていくべきか、あるいはこういうものはサービ スとしてもうそろそろ終わらせていただいても大丈夫なものかどうか、こういったよ うな考え方はやっぱりお出しをしていって、もちろん賛成、反対はあると思います。 ただ、そういった形でやっぱり一つずつでも始めていかなと、また行政の方でカット をこれだけですというのでは、ちょっとなかなか一歩先に、まさにさっき市長が申し 上げておりましたけど、分権と言われている中では、これはまさに市民の皆さんが一 番よく認識していただいてわかっていただくことが必要かなというふうに考えており まして、今回はちょっとそういった意味で何となくぼやっとして、どの部分をどのよ うにするのかというところに逆にちょっと反省点になってしまっているのですけども、 まず第一には税金の使い道というものに対して一番事情をわかっていただいた上から、 いろいろな第2回目以降でちょっと我々としては、このあたりがいかがかなと思って いるのもありますとか、このあたりは議会からも強く拡大せよと言われておりますけ ど、このコストはどのように負担していくのがいいのかどうか、こういったあたりに ついてぜひともまたお話を聞かせていただきたいなと思っております。

会長ありがとうございました。

どうでしょうか。

どうぞ。

事務局 総合計画の策定作業で、実は先週金曜日に総合計画策定の審議会が最終回を迎えまして終わりました。近々答申が市の方に来るようになっております。また、来月の中旬以降にパブリックコメントできるようになって、そういうスケジュールでございますので、先ほど夢ということが出ましたけども、逆に今後10年間、伊丹市としてこういうことに力入れてこういうふうにやっていこうという、そういう夢の部

分は出てまいります。もしよろしければ、参考資料でお配りさせていただくことも可 能でございますので、その審議会も学識の先生や、あるいは市民の代表というのです か、市民の公募で選ばれた方、非常に熱心に御議論いただきまして、いろんなあらゆ る市政の分野について議論いただいたのですけれども、金がないといいますか、財政 的に非常に厳しい状況であるというのはもうわかっていると。だからといって今後は 金がないからできないというのでなくて、知恵を出す時代であろうと。そういうふう に役所だけが考えるのではなくて、市民も、企業さんも、あるいは市民活動の方もい ろいる多様な主体が連携して、知恵を出し合ってやっていく時代だろうと、そういう 地域ガバナンスの仕組みを今後つくっていくようにこの10年間でしていくべきだと いう、そういう強い御意見がございまして、ですからこれまでみたいに行政が一方的 に税金をつぎ込んで、市民を施策の客体としてだけとらえるのではなく、市民なりそ ういう多様なセクターの主体として市政に参画していくと、その中で新たな方向性を 見出したり、また当然民間資金の活用ということも出てくるでしょうし、そういった 新しい行政スタイルをつくっていくときだという、そういうような答申が近々出る予 定でございますので、その辺も出ましたらまた情報として、参考資料としてお許しが いただけるのなら配らせていただきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。

参考資料としては、私はぜひお配りいただいた上で、こちらそういうのも市民の方々の夢もこういうのだというのを踏まえた上で、財政の話はまた財政に入りますので、その辺をどういうふうに何というのですかね、あわせていくのかということを考えていくというのが必要じゃないかなと思っております。

そろそろ御議論も時間が来ましたけども、最後もし先生方でよろしければ、一人二 人の先生方いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、先生方、非常に熱心な御議論まことにありがとうございました。

一応今日5時までということでございまして、時間が参りましたので、今日第1回 目はこの程度にさせていただきたいというふうに思います。

それでは、2回目以降の日程につきまして、事務局の方からお願いいたします。

事務局 次回、2回目につきましては、事務局案といたしまして7月28日水曜日、夜間開催になりますが、18時からの予定を考えさせていただいております。場所につきましては、今日と同じこちらの場所を考えております。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

また、3回目以降ですね、追ってまた事務局の方から逐次御連絡があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

以上で本日予定しておりました議題……。

B 委員 ちょっと待ってください。 2 回目のそしたら何か資料とかなんかは、またいただけるのでしょうか。

会長 事前に、今日いろいろ御指摘がありましたので、その辺も踏まえて事前に、 どうですか、送付ですか、それとも......。

事務局 済みません、2週間ほど前には、いや、10日ほど前には送付させていただきたいと考えております。

B委員 わかりました。

会長 よろしゅうございますか。

では、本日はこれで終了させていただきたいと思います。本日はどうもまことにありがとうございました。これをもちまして第1回目の行財政改革推進懇話会、終了させていただきます。どうもありがとうございました。